特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)(第一条関係)特許法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文(傍線部分は改正部分)

第一章 総則(第一条-第十八条) 第二章 学術団体の指定(第十九条-第二十二条) 第二章 学術団体の指定(第十九条-第二十二条) 第二章 学術団体の指定(第十九条-第二十二条の四第二章の二 博覧会の指定(第二十二条の二・第三十七条) 第四章の二 世野会の指定(第三十一条の二・第三十七条) 第四章の四 特許出願の審査(第三十八条の十八) 第五章 判定(第三十八条の十八) 第五章 判定(第三十八条の十八) 第五章 制定(第四十一条-第四十五条) 第二節 口頭審理(第五十一条-第五十六条) 第三節 証拠調べ及び証拠保全 第二款 証人尋問(第五十八条-第五十八条の十八) 第三款 当事者尋問(第五十八条-第五十八条の十八) 第五款 鑑定(第六十条-第二十八条-第二十八条の一八) 第五款 書証(第六十一条-第二十八条の十八) 第五款 書証(第六十二条-第六十条の八) 第一款 総則(第五十八条-第二十八条の十八) 第一款 総則(第五十八条-第二十八条の十八) 第三款 計量表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	改正
国内	現

第九章 特許証、 特許表示及び特許料 (第六十六条 - 第六十九

附則 第十章 特許料等の減免又は猶予 (第七十条 - 第七十五条)

附則

第九章

特許証

特許表示および特許料 (第六十六条 - 第六十

九条)

提出物件票)

り作成した提出物件票を添付することができる。 特許庁に提出することにより手続をする者 (同時に二以上の手 第四十八、 第十八、 続をする者に限る。)は、当該手続に係る書面に様式第一によ 式第四十、 三十二まで、 条の二 様式第十五の二 様式第二十、 様式第六十九又は様式第七十により作成した書面を 様式第四十二、 様式第一 様式第三十四、 様式第二十二、 様式第四 様式第十五の四 様式第四十四、 様式第三十六、 様式第九、 様式第二十六から様式第 様式第四十六、 様式第三十八 様式第十六、 様式第十一、 様式 様式 様式

2 る書面については前条第三項に規定する印を省略することがで 前項の提出物件票を添付した場合にあつては前項の手続に係

第三条 び第三項の規定に従つて記載しなければならない。 並びに同法附則第三条、第五条、第六条並びに第八条第一 に規定する物象の状態の量に関し記載する場合は、同法第八条三条(書面に計量法(平成四年法律第五十一号)第二条第一項

(期間の延長の請求等の様式等)

第一項及び第三項の規定に従つて記載しなければならない。 並びに同法附則第三条、第四条、第五条、第六条並びに第八条

に規定する物象の状態の量に関し記載する場合は、同法第八条

書面に計量法 (平成四年法律第五十一号) 第二条第一項

第四条の二 特許出願及び特許法第百二十一条第一項の審判の請 期間の延長、 求に関してする同法第四条若しくは第五条第一項の規定による によりしなければならない。 法第百八条第三項の規定による期間の延長の請求は、 同法第五条第二項の規定による期日の変更又は同 様式第二

(期間の延長の請求等の様式等)

第四条の二 定書第三項の規定の適用を受ける特許出願(以下「協定特許出 防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易に 許出願(願等」という。 するための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議 の二十第四項の規定により特許出願とみなされる国際出願及び 以下「国際特許出願」という。 特許出願 (特許法第百八十四条の三第二項の国際特) (以下「国際特許出願等」という。) を除く 同法第百八十四条

2 第四条の三 2 4 3 4 又は同法第五条第二項の規定による期日の変更の請求 (前項に特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長 規定する請求を除く。 \ + = (代理権の証明) 審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。 する場合を含む。) 同法第七十一条第三項及び第百七十四条第三項において準用三(特許法第百三十四条第一項の規定による答弁書の提出(証拠保全の申立て(判定請求前、 (略) (略) (略) (略) (略) (略))は、様式第三によりしなければならな 特許異議の申立て前 第四条の三 2 3 4 十 五 十四四 条の三第二項及び第三十二条において同じ。 第二十八条の三、 ければならない。 第二項の規定による期日の変更の請求は、様式第三によりしな(前項に規定する期間の延長の請求を除く。)又は同法第五条 の請求は、 間に限る。 法第五十条 (同法第百五十九条第二項 (同法第百七十四条第1 許法第五条第一項の規定による期間 (同法第三十九条第七項) 項において準用する場合を含む。 項において準用する場合を含む。 同法第三十四条第七項において準用する場合を含む。) 又は同 同法第百七十四条第三項において準用する場合を含む。)十三 特許法第百三十四条第一項の規定による答弁書の提出 (代理権の証明) ~ 十 二 又は再審の請求前の申立てに限る。 特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長 の規定による答弁書の提出 (略) 証拠保全の申立て(特許異議の申立て前、 特許法施行令 (略) (略) (略) 様式第二によりしなければならない。 (略) (略))又は同法第百八条第三項の規定による期間の延長 第二十八条の四、第三十一条の二、第三十 (昭和三十五年政令第十六号)) 及び同法第百六十三条第1 の規定により指定された期)に関してする特 審判の請求前 第七条第一

三条の二第二項、

第十四条第一項、

第二十七条の二第三項、五、第十二条第一項、第

第 十

第十一条の二第一項、

第十一条の五、

一十七条の三の二

第二

一十七条の五第四項、

第二十八

ハ条の一

(代表者選定届の様式等

の申出に係る書面又は届出書にその旨を記載し、その事実を証百八十四条の五第一項の書面、同法第百八十四条の二十第一項、願書、判定請求書、特許異議申立書、審判請求書、特許法第 明する書面を提出しなければならない。 特許法第十四条ただし書の規定による届出をするときは

2 の場合は様式第五により作成しなければならない。 審判の請求人に係る届出の場合は様式第四により、 前項の届出書は、特許出願人又は特許法第百二十一 条第一項 それ以外

2

(氏名変更届等の様式等)

第九条 手続をした者 (特許出願人 (防衛目的のためにする特許 又は様式第八により、 受ける特許出願の出願人を除く。 若しくは居所又は印鑑を変更したときは、様式第六、様式第七 メリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を 権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とア 項の審判の請求人を除く。) がその氏名若しくは名称、住所 遅滞なく、その旨を届け出なければなら)及び特許法第百二十一条第

- 2 以上の届出について、当該届出の内容が同一の場合に限り、 するものに限る。以下この項及び次項において同じ。) は、二 の書面ですることができる。 前項の届出 (特許権の存続期間の延長登録の出願人について
- 3 間の延長登録の出願人が登録名義人と同一であり、かつ、当該おいて同じ。)の表示の変更の登録の申請は、特許権の存続期 変更の内容が同一の場合に限り、 第一項の届出と登録名義人 (特許権者に限る。 一の書面ですることができる 以下この項に

代表者選定届の様式等

第八条 提出しなければならない。 書面又は届出書にその旨を記載し、その事実を証明する書面を 五第一項の書面、同法第百八十四条の二十第一項の申出に係る 願書、特許異議申立書、審判請求書、特許法第百八十四条の 特許法第十四条ただし書の規定による届出をするときは

|三第二項において同じ。)|に係る届出の場合は様式第四により||く。次条第一項、第九条の二第一項及び第二項並びに第九条の それ以外の場合は様式第五により作成しなければならない。 前項の届出書は、特許出願人 (国際特許出願等の出願人を除

(氏名変更届等の様式等)

第九条 手続をした者 (特許出願人を除く。) がその氏名若しく なければならない。 六、様式第七又は様式第八により、 は名称、住所若しくは居所又は印鑑を変更したときは、 遅滞なく、その旨を届け出 様式第

- 2 次項において同じ。)は、二以上の届出について、当該届出の の延長登録の出願人についてするものに限る。以下この項及び 内容が同一の場合に限り、一の書面ですることができる 前項の届出 (国際特許出願等の出願人又は特許権の存続期間
- 3 人と同一であり、かつ、当該変更の内容が同一の場合に限り、の出願人又は特許権の存続期間の延長登録の出願人が登録名義 おいて同じ。) の表示の変更の登録の申請は、 の書面ですることができる。 第一項の届出と登録名義人 (特許権者に限る。以下この項に 国際特許出願等

(略)

(代理人選任届等の様式

第九条の二 手続をした者又は特許権者が代理人の選任若しくは は、当該手続をした者が特許出願人又は特許法第百二十一条第変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅を届け出る場合 ときは様式第十によりしなければならない。 項の審判の請求人のときは様式第九により、 それ以外の者の

- 2 二によりしなければならない。 た者が特許出願人又は特許法第百二十一条第一項の審判の請求 人のときは様式第十一により、 と又は代理権が消滅したことを届け出る場合は、当該手続をし 手続をした者又は特許権者の代理人が代理人に選任されたこ それ以外の者のときは様式第十
- 3 (略)

(包括委任状

第九条の三 (略)

2 法第百二十一条第一項の審判の請求人のときは特例法施行規則」とあるのは「包括委任状を提出した者が特許出願人又は特許 用に準用する。この場合において、同規則第七条中「様式第七 十二の二」と読み替えるものとする。 様式第七により、それ以外の者のときは特許法施行規則様式第 特例法施行規則第六条第四項及び第七条の規定は、 前項の援

(提出書面の省略

例法」という。 標法(昭和三十四年法律第百二十七号)、 続についてこれを提出し、 定により提出すべき証明書の内容が同 続を含む。)をする場合において、第四条の三から第七条まで 手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号。 百二十三号)、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)、 第八条第一項、第九条第四項又は第二十七条の二第一項の規 同時に二以上の手続 (実用新案法 (昭和三十四年法律第)又はこれらの法律に基づく命令に規定する手 他の手続においてその旨を申し出て 一であるときは、一の手 工業所有権に関するは第百二十五号)、商 以下「特

(代理人選任届等の様式

第九条の二 手続をした者又は特許権者が代理人の選任若しくは それ以外の者のときは様式第十によりしなければならない。 は、当該手続をした者が特許出願人のときは様式第九により、 変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅を届け出る場合

ときは様式第十二によりしなければならない。 た者が特許出願人のときは様式第十一により、 と又は代理権が消滅したことを届け出る場合は、当該手続をし 手続をした者又は特許権者の代理人が代理人に選任されたこ それ以外の者の

2

3 略

第九条の三 (略) (包括委任状)

2 」とあるのは「包括委任状を提出した者が特許出願人のときは 特例法施行規則様式第七により、それ以外の者のときは様式第 用に準用する。この場合において、同規則第七条中「様式第七 十二の二」と読み替えるものとする。 特例法施行規則第六条第四項及び第七条の規定は、 前項の援

(提出書面の省略)

第十条 同時に二以上の手続をする場合において、第四条の三か きは、 二第一項の規定により提出すべき証明書の内容が同一であると ら第七条まで、第八条第一項、第九条第四項又は第二十七条の 旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる 一の手続についてこれを提出し、 他の手続においてその

第十条の二 提出し、 第八条第一項又は第二十七条の二第一項の規定により提出すべ という。) 第三条第一項の特定手続に限る。以下この条におい 登録出願に係る手続を除く。 並びに防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を り特許出願とみなされる国際出願、実用新案法(昭和三十四年 を省略することができる。 き証明書の内容が同一であるときは、 て同じ。 の特例に関する法律 (平成二年法律第三十号。以下「特例法」 定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案 容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協 六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされる国際出願 法律第百二十三号)第四十八条の三第一項又は第四十八条の十 八十四条の三第一項又は第百八十四条の二十第四項の規定によ 他の手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出)をする場合において、第四条の三から第七条まで、 同時に二以上の手続(次に掲げる手続(特許法第百)又は工業所有権に関する手続等 一の手続についてこれを

る書面の提出 場合を含む。)に規定する発明又は考案であることを証明す項又は第三項(実用新案法第十一条第一項において準用する「本用する場合を含む。)の規定による特許法第三十条第一三 特許法第三十条第四項(実用新案法第十一条第一項におい

受ける権利若しくは実用新案登録を受ける権利の承継の届出第二項において準用する場合を含む。)の規定による特許を四、特許法第三十四条第四項又は第五項(実用新案法第十一条

実用新案法第十一条第二項において準用する場合を含む。 に規定する他の共有者の同意を証明する書面を提出して行う 権利の承継を証明する書面又は特許法第三十三条第三項 (

五 案法第十一条第二項において準用する場合を含む。 ものに限る。 特許法第三十九条第七項 (同法第三十四条第七項)の規定による届出 (実用新 におい

て準用する場合を含む。

び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。 用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。 特許法第四十三条第二項 (同法第四十三条の二第三項

の規定による書類の提出

物件の提出 において準用する場合を含む。 特許法第百九十四条第一項 実用新案法第五十五条第三項)の規定による書類その他の

届出(特例法施行規則第十条第四号に掲げるものを除く。 任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の 録出願の出願人の代理人に限る。次号において同じ。 合を含む。) の規定による代理人 (特許出願又は実用新案登 商産業省令第十一号) 第二十三条第一項において準用する場 第九条の二第一項 (実用新案法施行規則 (昭和三十五年通)の選

則第十条第五号に掲げるものを除く。) されたこと又は代理権が消滅したことの届出 (特例法施行規 において準用する場合を含む。)の規定による代理人に選任 第九条の二第二項 (実用新案法施行規則第二十三条第一項

第十三条の二第一項の規定による情報の提供

第二十七条の二第二項の規定による届出

第三十一条の三第一項の規定による事情説明書の提出

物等の提出 件の提出 平成二年政令第二百五十八号)第二条第三項の規定による物 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令 (実用新案法施行規則第二十二条第一項の規定による刊行 (手続補正書の様式等)

第十一条 手続の補正 (第三項、次条第一項、特許法第百八十四 第六十一の五、 第六十五の十七、 十五の十一、 六十五の匹、 で、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十 様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第三十二ま を除く。)のうち、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十 条の七第二項及び同法第百八十四条の八第二項に規定するもの 、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、 様式第四十二、 樣式第五十、 様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五により作成 様式第六十五の十三、 様式第六十五の六、 様式第六十四の三、 様式第五十一の二から様式第五十五まで、 樣式第四十四、樣式第四十六、樣式第四十八 様式第六十五の十九、 様式第六十五の九、 様式第六十五の十五、 様式第六十五の二、 様式第六十五の二十一 様式第六 様式第 様式

手続の補正又はこれらの補正の補正(よる前各号に掲げる三条の二第一項若しくは第三項の規定による前各号に掲げる条第二項において準用する場合を含む。)又は実用新案法第十五 特許法第十七条第一項若しくは第三項(特例法第四十一

く。) はこれらの補正の補正(令第一条第十五号に掲げるものを除よる令第一条第一号から第十四号までに掲げる手続の補正又二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二の規定に二条の二第一項若しくは第三項(特例法第四十一六 特許法第十七条第一項若しくは第三項(特例法第四十一一六 特許法第十七条第一項若しくは第三項(特例法第四十一

できる。

2

(手続補正書の様式等)

ければならない。第十三により、それ以外の手続の補正は様式第十四によりしなした書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式

2~4 (略)

ればならない。

「は、様式第二十元の点によりのでは、様式第十五によりしなける。」に規定するものを除く。」は、様式第十五によりしなけらでいるもの並びに前項(次条第二項において準用する場合を含い係るもの並びに前項(次条第二項におりした手続に係る手数料は、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の五により作成様式第五十八、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第四十四、第十八、様式第二十六から様式第二、様式第十五の二、様式

(誤訳訂正書の様式)

十五の二により作成しなければならない。 第十一条の二 特許法第十七条の二第二項の誤訳訂正書は、様式

2 (略)

(弁明書の様式)

第十一条の四 第二項の弁明書は、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十 様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八ま 式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出するこ 十四、樣式第四十六、樣式第四十八、樣式第五十、樣式第五十三十六、樣式第三十八、樣式第四十、樣式第四十二、樣式第四 で、樣式第三十一の五、樣式第三十二、樣式第三十四、樣式第 二から様式第五十五まで、 、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、 様式第六十五の九、 様式第六十五の十五、 様式第六十五の二、 様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様 特許法第十八条の二第二項又は第百三十三条の二 様式第六十五の十一、 様式第六十五の四、 様式第六十五の十七、 様式第六十一の五、 様式第六十五の十 様式第六十五の六 様式第六十四の 樣式第六十五

2~4 (略)

(誤訳訂正書の様式)

ては様式第十五の三により作成しなければならない。出願については様式第十五の二により、国際特許出願等につい第十一条の二(特許法第十七条の二第二項の誤訳訂正書は、特許

2 (略)

(弁明書の様式)

4 第十三条 第十一条の五 手続の受継の申立ては、特許出願の審査又は特許 第十三条の二 (略) 3 2 第十二条 2 3 判の番号及びその請求に係る特許出願の番号又は延長登録出願 らない。 外の手続に係るものは様式第十五の五により作成しなければな の番号を表示しなければならない。 議の番号、審判の番号、 求に関し書類その他の物件を提出する者は、これにその特許異 判を除く。 十六により、 とによりした手続に係るものは様式第十五の四により、それ以 の請求に関し書類その他の物件を提出する者は、 しなければならない。 は、様式第十八によりしなければならない。 法第百二十一条第一項の審判の手続に関してする場合は様式第 (特許番号の表示等) (名義人変更届の様式等 (手続の受継申立書の様式) 、情報の提供) 特許庁に対し特許異議の申立て又は審判 (次項に規定する審 特許庁に対し特許法第百二十一条第 (略) (略) 特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による届出 (略))、再審若しくは判定の請求の後その申立て又は請 それ以外の場合は様式第十七によりしなければな 再審の番号又は判定請求の番号を表示 項の審判の請求の後そ これにその審 は、特許出願についてする場合は様式第十八により、国際特許第十二条 特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による届出 3 第十三条 第十一条の五 手続の受継の申立ては、 第十三条の二 2 2 3 出願等についてする場合は様式第十九によりしなければならな 号又は判定請求の番号を表示しなければならない。 する者は、これにその特許異議の番号、審判の番号、 の請求の後その申立て又は請求に関し書類その他の物件を提出 (名義人変更届の様式等) 十七によりしなければならない。 関してする場合は様式第十六により、 (手続の受継申立書の様式) (特許番号の表示等) (情報の提供) 特許庁に対し特許異議の申立て又は審判、再審若しくは判定 (略) (略) (略) それ以外の場合は様式第 特許出願の審査の手続に 再審の番

2 書面によらなければならない。 前項の規定による情報の提供は、 様式第二十により作成した

略

(書類その他の物件の提出書の様式)

審判についてするときは様式第二十二により、 類その他の物件を提出する場合は、同法第百二十一条第一項の いて準用する場合を含む。) の規定により審尋を受けた者が書 合を含む。)及び同法第百七十四条第二項から第四項までにお 十条の六第一項 (同法第百七十四条第一項において準用する場 特許法第百三十四条第四項(同法第七十一条第三項、 (略) それ以外のとき

(送達

は様式第二十三によりしなければならない。

第十六条

- 2 第百七十四条第一項において準用する場合を含む。)及び同法第一項(同法第七十一条第三項、第百二十条の六第一項(同法 、第百二十条の六第一項(同法第百七十四条第一項において準八条の二第一項、第百三十三条第三項(同法第七十一条第三項特許法第百八十九条の送達する書類は、同法第十八条、第十 第百七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含 用する場合を含む。 分並びに同法第百八十四条の二十第三項の規定による決定の謄 までにおいて準用する場合を含む。)、)及び同法第百八十四条の五第三項の規定による却下の処)及び同法第百七十四条第二項から第四項 同法第百三十三条の一
- 3 律第百九号)第百六条第二項の規定による補充送達がされたと特許法第百九十条において準用する民事訴訟法(平成八年法 送達を受けた者に通知しなければならない。 きは、特許庁長官が指定する職員又は審判書記官は、 その旨を

2 第二十一により作成した書面によらなければならない。 は様式第二十により、 前項の規定による情報の提供は、 国際特許出願等についてする場合は様式 特許出願についてする場合

3 4 (略)

(書類その他の物件の提出書の様式)

第十四条 (略)

第百二

を除く。)は、 の物件を提出する場合 (前項の規定により物件を提出する場合 定により書類その他の物件の提出を求められた者が書類その他 の規定により審尋を受けた者又は同法第百九十四条第一項の規 百七十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第百七 十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。 特許法第百三十四条第四項 (同法第百二十条の六第一項 (第 様式第二十三によりしなければならない。

(送達

第十六条 (略)

2 同法第百八十四条の二十第三項の規定による決定の謄本とする 項及び第百八十四条の五第三項の規定による却下の処分並びに 八条の二第一項、 特許法第百八十九条の送達する書類は、同法第十八条、 第百三十三条第三項、 第百三十三条の二第一 第十

に通知しなければならない。 きは、特許庁長官が指定する職員は、 律第百九号)第百六条第二項の規定による補充送達がされたと 特許法第百九十条において準用する民事訴訟法(平成八年法 その旨を送達を受けた者

3

(書類の謄本の認証等)

定する職員又は審判書記官が記名押印しなければならない。原本と相違がないことを認証する旨を記載し、特許庁長官が指第十八条 特許庁において作成すべき書類の謄本又は抄本には、

4~4 (略)

(申請書)

官に提出しなければならない。作成した申請書を当該博覧会の開設の日前一月までに特許庁長規定による指定を受けようとするときは、様式第二十五により第二十二条の二(博覧会を開設する者が特許法第三十条第三項の

4~3 (略)

(指定等)

は、前二条の四 第二十二条ののは「神覧会」と読み替えるものとすりで「学術団体」とあるのは「当該博覧会を開設する者」と、第二十二条第一による指定」とあるのは「特許法第三十条第三項の規定によるによる指定」とあるのは「特許法第三十条第三項の規定による指定」とあるのは「特許法第三十条第一項の規定による博覧会の指定に準用する。この場合において、第二規定による博覧会の指定に準用する。この場合において、第二規定による博覧会の指定に準用する。この場合において、第二規定による博覧会の指定に準用する。この場合において、第二

(願書の様式)

第二十三条 (略)

2~4 (略)

(書類の謄本の認証等)

定する職員が記名押印しなければならない。 「原本と相違がないことを認証する旨を記載し、特許庁長官が指第十八条「特許庁において作成すべき書類の謄本又は抄本には、

2~4 (略)

(申請書)

月までに特許庁長官に提出しなければならない。 式第二十五により作成した申請書を当該博覧会の開設の日前一第三十条第三項の規定による指定を受けようとするときは、様第二十二条の二 日本国内において博覧会を開設する者が特許法

2~3 (略)

(指定等)

替えるものとする。

「当該学術団体」とあるのは「博覧会」と読みする博覧会の指定」と、第二十一条および第二十二条第二項中する博覧会の指定」と、第二十一条および第二十二条第二項の規定による指定」とあるのは「特許法第三十条第三項の規定に規定による指定」とあるのは「特許法第三十条第三項の規定に規定による博覧会の指定に準用する。この場合において、第の規定による博覧会の指定に準用する。この場合において、第第二十二条の四 第二十一条および第二十二条の規定は、前二条

第二十三条 (略)(願書の様式)

2~4 (略)

5 6 (略) 第二十七条の二 (微生物の寄託 (略)

2 (略)

3 前項の届出は、 様式第三十二によりしなければならない。

書の提出) (発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明

第二十七条の三の二 特許法第三十条第四項の規定により提出す べき証明書の提出は、 様式第三十四によりしなければならない

(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出)

第二十七条の三の三(特許法第四十三条第二項 (同法第四十三条 すべき証明書の提出は、 の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出 様式第三十六によりしなければならな

2 3 (略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等)

第二十七条の五 (略)

2 3 (略)

ディスクに添付しなければならない。 様式第二十二により作成した物件提出書を当該フレキシブル 前二項の規定によりフレキシブルディスクを提出する場合は

(微生物の寄託

第二十七条の二 (略)

2 (略)

3

より、 しなければならない。 前項の届出は、 国際特許出願等についてする場合は様式第三十三により 特許出願についてする場合は様式第三十二に

書の提出) (発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明

第二十七条の三の二 特許法第三十条第四項の規定により提出す よりしなければならない。 四により、国際特許出願等についてする場合は様式第三十五に べき証明書の提出は、特許出願についてする場合は様式第三十

(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出)

第二十七条の三の三 特許法第四十三条第二項 (同法第四十三条 いてする場合は様式第三十七によりしなければならない。についてする場合は様式第三十六により、協定特許出願簿 すべき証明書の提出は、 の二第三項において準用する場合を含む。) の規定により提出 特許出願 (協定特許出願等を除く。 協定特許出願等につ

2 3 (略)

第二十七条の五 (塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等) (略)

2 3 (略)

5 6 ディスクに添付しなければならない。 は様式第二十二により、 は様式第二十三により作成した物件提出書を当該フレキシブル 当該フレキシブルディスクを特許出願について提出するとき 前二項の規定によりフレキシブルディスクを提出する場合は (略) 国際特許出願等について提出するとき

2 第二十八条の三 特許出願の取下げ) 第二十八条の四 ら第七条まで又は第八条第一項の規定によるものが変更を要し 出願をしようとする場合において、もとの実用新案登録出願又特許法第四十六条第一項又は第二項の規定により新たな特許 ないものであるときは、 は意匠登録出願について提出した証明書であつて第四条の三か 略することができる。 主張の取下げは、 ればならない。 (提出書面の省略) (特許出願等に基づく優先権主張の取下げ (略) 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の 特許出願の取下げは、 様式第四十二によりしなければならない。 その旨を願書に表示してその提出を省

特許出願の放棄)

第二十八条の二

特許出願の放棄は、

様式第三十八によりしなけ

(特許出願の放棄)

ればならない。

第二十八条の二 特許出願の放棄は様式第三十八により、 許出願等の放棄は様式第三十九によりしなければならない。 国際特

(特許出願の取下げ)

様式第四十によりしなけ

第二十八条の三 特許出願の取下げは様式第四十により、 許出願等の取下げは様式第四十一によりしなければならない。 国際特

(特許出願等に基づく優先権主張の取下げ

第二十八条の四 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の より、 しなければならない。 主張の取下げは、特許出願についてする場合は様式第四十二に 国際特許出願等についてする場合は様式第四十三により

(提出書面の省略

(略)

2 第三十一条 うとする場合において、 四十三条の二第三項において準用する場合を含む。 表示してその提出を省略することができる。 よるものが変更を要しないものであるときは、 書であつて同法第三十条第四項又は第四十三条第二項 特許法第四十四条第一 もとの特許出願について提出した証明 項の規定により新たな特許出願をしよ その旨を願書に の規定に 円 (同法第

3 準用する場合を含む。) の規定によるものが変更を要しないも ら第七条まで若しくは第八条第一項又は同法第三十条第四項若 出願をしようとする場合において、もとの実用新案登録出願又 のであるときは、 しくは第四十三条第二項 (同法第四十三条の二第三項において は意匠登録出願について提出した証明書であつて第四条の三か ことができる。 特許法第四十六条第一項又は第二項の規定により新たな特許 その旨を願書に表示してその提出を省略する

3

特許法第四十六条第一項又は第二項の規定により新たな特許

4

特許法第四十六条第一項又は第二項の規定により新たな特許

第三十八条 3 2 第三十一条の三 2 第三十一条の二 出願審査請求書は、 第三十二条(特許法第五十条の意見書は、 2 3 あるときは、 成しなければならない。 なければならない。 ができる。 は意匠登録出願の願書に添付した図面が変更を要しないもので 出願をしようとする場合において、 ばならない。 (意見書の様式等) (優先審査に関する事情説明書の提出 (出願審査請求書の様式) 出願公開請求書の様式) ればならない。 前項に規定する事情説明書は、 出願審査請求書にその旨を記載しなければならない。 産業再生法第三十三条の規定の適用を受けようとするときは (略) 第四章の二 (略) 出願公開請求書は、 その旨を願書に表示してその提出を省略すること (略) 出願公開 様式第五十により作成しなけれ 様式第四十六により作成しな もとの実用新案登録出願又 様式第四十四により作成し 様式第四十八により作 2 第三十一条の二 出願審査請求書は、 3 第三十一条の三 2 第三十八条 2 3 うとするときは、 らない。 ができる。 あるときは、 ものは様式第四十八により、 下「産業再生法」 ものは様式第四十五により作成しなければならない。 ものは様式第四十四により、 (意見書の様式等) (優先審査に関する事情説明書の提出) (出願審査請求書の様式) 前項に規定する事情説明書は、 (略) (略 削除 (略)

は意匠登録出願の願書に添付した図面が変更を要しないもので出願をしようとする場合において、もとの実用新案登録出願又 その旨を願書に表示してその提出を省略すること

国際特許出願等について提出する 特許出願について提出する

産業活力再生特別措置法 (平成十一年法律第百三十一号。

という。) 第三十三条の規定の適用を受けよ 出願審査請求書にその旨を記載しなければな

のは様式第四十七により作成しなければならない。のは様式第四十六により、国際特許出願等について提出するも 特許出願について提出するも

第三十二条特許法第五十条の意見書は、 は様式第四十九により作成しなければならない。 国際特許出願等についてするもの 特許出願についてする

第四章の三 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例

(翻訳文の様式等

より作成しなければならない。 | 様式第五十一の二、様式第五十一の三及び様式第五十一の四に | 又は第百八十四条の二十第二項の翻訳文は、様式第五十一又は | 第三十八条の二 特許法第百八十四条の四第一項若しくは第二項 | 対

サルばようよい。 範囲の日本語による翻訳文の提出は、様式第五十二によりしな2 特許法第百八十四条の四第四項の規定による補正後の請求の

2

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載ければならない。

面は、様式第五十四の二により作成しなければならない。の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書第三十八条の六の四(特許法第百八十四条の十四に規定する発明)した書面の様式)

(国際特許出願等についての優先権書類の提出)

第三十八条の十四の二 (略)

しなければならない。 2 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第三十六により

第四章の四 特許権の存続期間の延長登録

(書面の様式)

は、様式第五十六の二により作成しなければならない。 第三十八条の十五の二 特許法第六十七条の二の二第一項の書面

(審判の規定の準用)

ら第四十八条の三第一項まで、第五十条、第五十条の二、第五第四十条 第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条か

第四章の二 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例

(翻訳文の様式等)

り作成しなければならない。 又は第百八十四条の二十第二項の翻訳文は、様式第五十二によ第三十八条の二 特許法第百八十四条の四第一項若しくは第二項

(国際特許出願等についての優先権書類の提出

第三十八条の十四の二(略)

しなければならない。2 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第三十七により

第四章の三 特許権の存続期間の延長登録

(審判の規定の準用)

三、第五十条の八、第五十条の九及び第五十一条から第五十六第四十条。第四十七条、第四十八条、第五十条の二、第五十条の

第三項中「それ以外の」とあるのは「判定について提出する」 条第二項、 いてする」と読み替えるものとする。 及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「判定につ 七第二項、 五十条の十三及び第五十一条から第六十五条までの規定は、 定に準用する。 十条の四、 第五十条の二、第五十七条の三第二項、 第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一 第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十 第五十条の五、 この場合において、第五十条第五項、 第五十条の十、 第五十条の十一、 第五十八条第二項 第五十 判第

(意見書等の提出)

第四十五条の三(略)

2

(略)

「準用する。 第一項の規定は、特許法第百二十条の四第二項の訂正の請求

百二十条の四第二項の訂正の請求に準用する。第四十五条の四(第二十四条及び第二十五条の規定は、特許法第(審査の規定の準用)

(審判の規定の準用)

第四十五条の五 外の」とあるのは「特許異議の申立てについて提出する」と、 条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以 の場合において、 での規定は、 の四から第五十条の十三まで及び第五十一条から第六十五条ま 第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「特許異議の申 第五十条の二、 八条の二第一項及び第三項、 の三第一項まで、第四十九条から第五十条の二まで、第五十条 特許異議の申立ての審理及び決定に準用する。 第四十六条第二項、第四十八条から第四十八条 第五十七条の三第二 第五十条第五項、 第五十八条の十七第二項、 項、 第五十一条第二項、 第五十八条第二項及び 第五十 第六十

読み替えるものとする。四条及び第五十五条中「審判長」とあるのは「首席審判官」と条までの規定は、判定に準用する。この場合において、第五十二条までの規定は、判定に準用する。この場合において、第五十二十二十二

(意見書等の提出)

2 (略)第四十五条の三

(略)

(審査の規定の準用)

四第二項の訂正の請求に準用する。第四十八に係る部分を除く。)の規定は、特許法第百二十条の第四十五条の四(第二十四条、第二十五条及び第三十二条(様式

審判の規定の準用)

議の申立てについての審理及び決定に準用する。十一まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、特許異第四十五条の五(第四十六条第二項、第四十八条から第五十条の)

立てについてする」と読み替えるものとする。

(審判の請求書の様式)

第四十六条 特許法第百二十一条第 より作成しなければならない。 六十一の五により、それ以外の審判の請求書は様式第六十二に 項の審判の請求書は様式第

2 (略)

(審判の番号の通知等)

第四十八条 (略)

2 ばならない。 定し、又は変更したときは、その氏名を当事者に通知しなけれ特許庁長官は、審判事件について審判官又は審判書記官を指 特許庁長官は、

(除斥又は忌避の申立書)

第四十八条の二(書面により除斥又は忌避の申立てをする者は、 様式第六十四により作成した除斥申立書又は忌避申立書を提出 しなければならない。

審理の方式の申立書)

第四十八条の三 特許法第百四十五条第一項ただし書又は同条第 立書を提出しなければならない。 二項ただし書に規定する申立てをする者 (次項に規定する者を)は、様式第六十四の二により作成した審理の方式の申

2 三により作成した口頭審理の申立書を提出しなければならない 第二項ただし書に規定する申立てをする者は、 特許法第百二十一条第一項の審判について同法第百四十五条 様式第六十四の

(審判の請求書の様式

第四十六条 ばならない。 審判の請求書は、 様式第六十二により作成しなけれ

2

(略)

第四十八条 (審判の番号の通知等) (略)

したときは、その氏名を当事者に通知しなければならない。 特許庁長官は、 審判事件について審判官を指定し、又は変更

(除斥又は忌避の申立書)

第四十八条の二 書面により除斥又は忌避の申立てをする者は、 様式第六十四により作成した審判官除斥申立書又は審判官忌避 申立書を提出しなければならない。

第五十条 (証拠)

第五十条

(証拠)

2 { 4

(略) (略)

2 { 4 (略)

5 第五十条の九 2 第五十条の八 第五十条の七 第五十条の六 第五十条の五 第五十条の四 第五十条の三 第五十条の二審判の請求の取下げは、 外の場合は様式第六十五の七によりしなければならない。 外の場合は様式第六十五の五によりしなければならない。 項の審判についてする場合は様式第六十五の六により、それ以 項の審判についてする場合は様式第六十五の四により、 合は様式第六十五の三により作成しなければならない。 ついて提出する場合は様式第六十五の二により、それ以外の場 (審判における副本の提出) (審判請求の取下げの通知) (特許法第百六十九条第二項の通商産業省令で定める場合) (費用の額の決定の請求) (参加の許否の決定の記載事項) (相手方への催告等) (審判の請求の取下げ) 審理の再開の申立て) 第三項の証拠説明書は、 (略) 審理の再開の申立ては、 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 特許法第百二十一条第一項の審判に 特許法第百二十一条第一 特許法第百二十一条第 それ以 第五十条の七 第五十条の六 第五十条の五 第五十条の三 第五十条の二 第五十条の四 (審判における副本の提出) (特許法第百六十九条第二項の通商産業省令で定める場合) (費用の額の決定の請求) (参加の許否の決定の記載事項 (相手方への催告等) (審判請求の取下げの通知) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)

(審決)

第五十条の十 (略)

第五十条の十一 (フレキシブルディスク等の提出)

(略)

、再審の手続

第五十条の十二 (略)

第五十条の十三 決定の方式等 (略)

2 (略)

(営業秘密に関する申出

第五十条の十四 特許庁長官に申し出る場合は、 ればならない。 二第一項の審判に係る書類において営業秘密が記載された旨を 特許法第百二十三条第一項又は第百二十五条の 様式第六十五の八によりしなけ

審査の規定等の準用)

第五十条の十五 の規定は、特許法第百二十一条第一項の審判に準用する。 第三十二条第一項、第三十三条及び第三十六条

2

3 の規定は、 項の訂正の請求に準用する。 第三十二条第一項、 特許法第百六十二条の規定による審査に準用する。 第三十三条、 第三十五条及び第三十七条

特許法第百二十六条第一項の審判又は同法第百三十四条第二 第二十四条、第二十五条及び第四十五条の三第一項の規定は

再審への準用

第五十条の十六 (略)

(審決)

第五十条の八 (略)

(フレキシブルディスク等の提出)

第五十条の九 (略)

第五十条の十 再審の手続 (略)

、決定の方式等

第五十条の十 (略)

2 (略)

(営業秘密に関する申出)

第五十条の十二 特許法第百二十三条第一項若しくは第百二十五 なければならない。 旨を特許庁長官に申し出る場合は、 条の二第一項の審判に係る書類において営業秘密が記載された 様式第六十六の二によりし

(審査の規定の準用)

第五十条の十三 Ιţ 特許法第百二十一条第一項の審判に準用する。 第三十二条、第三十三条及び第三十六条の規定

2 る部分を除く。 又は第百三十四条第二項の訂正の請求に準用する。 第二十四条、第二十五条及び第三十二条 (様式第四十八に係)の規定は、特許法第百二十六条第一項の審判

3 第三十二条、 特許法第百六十二条の規定による審査に準用する。 第三十三条、 第三十五条及び第三十七条の規定

再審への準用

第五十条の十四 (略)

2 前項の申出は 3 第五十一条 2 第五十五条 第五十三条 審判官は、必要があると認めるときは、申立てによ 2 三八 判官が相当と認めるときは 部又は一部を録取させることができる。この場合において、審り又は職権で、録音装置を使用して口頭審理における陳述の全 陪席審判官に支障があるときは、 なければならない。 第六十五の十により作成しなければならない。 出する場合は様式第六十五の九により、それ以外の場合は様式前項の書面は、特許法第百二十一条第一項の審判について提 る場合は様式第六十五の十一により、それ以外の場合は様式第 れば足りる。 官がその事由を付記して認印しなければならない。審判長及び 六十五の十二によりしなければならない。 (口頭審理調書の記載事項) しなければならない。 (口頭審理における陳述の録音) (口頭審理 (証拠調べ調書の記載事項) (証拠の申出) 前項の申出は、 前項の場合において、 前項の調書には、 審判官及び審判書記官の氏名 (略) (略) (略) (略) (略) 特許法第百二十一条第 審判書記官が記名押印し、 審判長に支障があるときは、陪席審判 録音テープを反訳した調書を作成 審判書記官がその旨を記載す 項の審判についてす 審判長が認印し 2 3 第五十三条 第五十五条 第五十七条の三 第五十一条 三八 り又は職権で、録音装置を使用して口頭審理における陳述の全 が認印しなければならない。 部又は一部を録取させることができる。 を記載すれば足りる。 陪席審判官に支障があるときは、調書を作成した職員がその旨 官がその事由を付記して認印しなければならない。 審判長及び (口頭審理における陳述の録音) (口頭審理調書の記載事項) (証拠の申出 (口頭審理 前項の調書には、 前項の場合において、審判長に支障があるときは、陪席審判 証拠調べ調書の記載事項) 審判官及び調書を作成した職員の氏名 (略) (略) 審判官は、必要があると認めるときは、 (略) (略) (略) 調書を作成した職員が記名押印し、 申立てによ 審判長

2 前項の開 2 2 第五十七条の五 い事由があるときは、 三 ~ 十 六十五の十四によりしなければならない。 の場合において、当事者又は参加人は、 (尋問事項書) (証人尋問の申出) 前項の申出は、 (略) (略) 意見を述べることができる。 審判官及び審判書記官の氏名 (略) (略) (略) 略

(証拠調べの調書の記載に代わる録音テープ等への記録 第五十七条の六 2 = { + (略)

第五十七条の六 審判書記官は、前条第一項の規定にかかわらず することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。) はビデオテープ (これらに準ずる方法により一定の事項を記録 に記録し、これをもつて調書の記載に代えることができる。こ 審判長の許可があつたときは、証人等の陳述を録音テープ又 審判長が許可をする際

る場合は様式第六十五の十三により、それ以外の場合は様式第 特許法第百二十一条第一項の審判についてす

第五十八条の二 証人尋問の申出をするときは、同時に、尋問事 第百二十一条第一項の審判について提出する場合は一通、それ項書 (尋問事項を記載した書面をいう。以下同じ。)を特許法 の数)に応じて提出しなければならない。ただし、 だし書の規定により届け出た代表者があるときは、 以外の場合は特許庁、証人及び相手方の数(特許法第十四条た 審判長の定める期間内に提出すれば足り その代表者 やむを得な

> 第五十七条の五 略)

略)

審判官及び調書を作成した職員の氏名

(略)

(証拠調べの調書の記載に代わる録音テープ等への記録

等」という。) に記録し、これをもつて調書の記載に代えるこ が許可をする際に、 定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ を録音テープ又はビデオテープ (これらに準ずる方法により一 とができる。この場合において、当事者又は参加人は、 定にかかわらず、審判長の許可があつたときは、証人等の陳述 特許庁長官が指定する職員は、前条第一項の規 意見を述べることができる。

(略)

2

(証人尋問の申出)

第五十八条 (略)

第五十八条の二 証人尋問の申出をするときは、同時に、 しなければならない。ただし、 届け出た代表者があるときは、その代表者の数)に応じて提出 項書 (尋問事項を記載した書面をいう。以下同じ。)を特許庁 (尋問事項書) 審判長の定める期間内に提出すれば足りる。 証人及び相手方の数 (特許法第十四条ただし書の規定により やむを得ない事由があるときは

2 略)

2

(略)

3 式第六十五の十六により作成しなければならない。 出する場合は様式第六十五の十五により、 尋問事項書は、 特許法第百二十一条第 一項の審判について提 それ以外の場合は様

(宣誓)

(略)
 第五十八条の五 (略)

らない。いときは、審判長は、審判書記官にこれを朗読させなければなさせなければならない。証人が宣誓書を朗読することができな3、審判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印3、審判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印

4~5 (略)

(書面による質問又は回答の朗読)

(書面尋問)

第五十八条の十七 (略)

4 証人は、前項の書面に署名押印しなければならない。

第六十条 (略)

2 4

(略)

(宣誓)

第五十八条の五 (略)

~ (略)

3

させなければならない。いときは、審判長は、特許庁長官が指定する職員にこれを朗読させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができな審判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印

4~5 (略)

(書面による質問又は回答の朗読)

読させることができる。 特許庁長官が指定する職員に質問又は回答を記載した書面を朗又は口がきけない証人に書面で答えさせたときは、審判長は、第五十八条の十五 耳が聞こえない証人に書面で質問したとき、

(書面尋問)

第五十八条の十七 (略)

めることができる。 2 審判長は、証人が尋問に代わる書面の提出をすべき期間を定

証人は、前項の書面に署名押印しなければならない。

3

第六十条 (略)

2~4 (略)

は様式第六十五の二十によりしなければならない。ついてする場合は様式第六十五の十九により、それ以外の場合5 第一項の鑑定の申出は、特許法第百二十一条第一項の審判に

成しなければならない。十一により、それ以外の場合は様式第六十五の二十二により作十一条第一項の審判について提出する場合は様式第六十五の二年の鑑定を求める事項を記載した書面は、特許法第百二

(受命審判官等の証拠調べの調書)

第六十一条の四 (略)

前項の調書に同項の文書の写しを添付することができる。2 審判書記官は、受命審判官が証拠調べをした場合において、

(録音テープ等の内容を説明した書面の提出等)

第六十一条の十一 (略)

2

(略)

は検宝第六十五の

は様式第六十五の二十四により作成しなければならない。提出する場合は様式第六十五の二十三により、それ以外の場合3 第一項の書面は、特許法第百二十一条第一項の審判について

(検証の申出の方式)

第六十二条

(略)

第六十五の二十六によりしなければならない。 | る場合は様式第六十五の二十五により、それ以外の場合は様式2 | 前項の申出は、特許法第百二十一条第一項の審判についてす

第十章 特許料等の減免又は猶予

(資力に乏しい個人の要件)

第一号口及び八並びに特許法等関係手数料令(昭和三十五年政第七十条 特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第十四条

(受命審判官等の証拠調べの調書)

第六十一条の四 (略)

2

ができる。場合において、前項の調書に同項の文書の写しを添付すること特許庁長官が指定する職員は、受命審判官が証拠調べをした

(録音テープ等の内容を説明した書面の提出等)

第六十一条の十一(略)

2 (略)

第六十二条 (略) (検証の申出の方式)

得の金額を合計することにより行うものとする。第三十五条まで及び第六十九条の規定に準じて計算した各種所定は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十三条から令第二十号)第一条の二第一号口及び八の規定による所得の算

- する。
 | 一条の二第一号口の通商産業省令で定める額は、百五十万円と| 一条の二第一号口の通商産業省令で定める額は、百五十万円と| 2 特許法施行令第十四条第一号口及び特許法等関係手数料令第

(資力に乏しい事業者の要件)

が到来していない法人にあつては、成立時の貸借対照表。)にに規定する確定申告書をいう。)を提出すべき期限書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第三十一号業年度末の貸借対照表(設立の日の属する事業年度の確定申告数料令第一条の二第二号イの通商産業省令で定める額は、前事第七十一条 特許法施行令第十四条第二号イ及び特許法等関係手

六十に相当する金額とする。 つの百分のされているときは、その額を加算した金額とする。)の百分の額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上れている総負債の帳簿価額を控除した金額(当該貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上さ

- とする。
 各の二第二号八の通商産業省令で定める額は、二百九十万円の一条の二第二号八の通商産業省令で定める額は、二百九十万円の一条の二第二号八及び特許法等関係手数料令第
- 4 特許法施行令第十四条第二号八及び特許法等関係手数料令第

。| 額から営業費用の合計額を控除することにより行うものとする 条の二第二号八の規定による所得の算定は、 営業収益の合計

- 5 あつては第二号に掲げるものとする。 つ場合にあつては第一号に掲げるものとし、 令第十四条第二号イから八までに該当する法人に対し単独で持 条の二第二号二の通商産業省令で定める関係は、 特許法施行令第十四条第二号二及び特許法等関係手数料令第 共同で持つ場合に 特許法施行
- する関係額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有 その発行済株式の総数、 出資口数の総数又は出資価額の総
- する関係額の三分の二以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有 その発行済株式の総数、 出資口数の総数又は出資価額の総

、特許料減免申請書等の様式)

第七十二条 様式第七十一により作成しなければならない。 特許法施行令第十五条第 項に規定する申請書は、

審査請求料減免申請書の様式)

第七十三条 申請書は、 様式第七十二により作成しなければならない。 特許法等関係手数料令第 一条の三第一項に規定する

(添付書面)

第七十四条 特許法施行令第十五条第二項第二号及び第三号並び 業省令で定める書面は、 等関係手数料令第一条の三第三項各号列記以外の部分の通商産 通商産業省令で定める書面は、 法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。 定する外国所得税に相当する税に係る申告書の写しとする。 に特許法等関係手数料令第一条の三第二項第二号及び第三号の 特許法施行令第十五条第三項各号列記以外の部分及び特許法 前事業年度終了の日における株主等(所得税法第九十五条第一項に規)の氏名及

2

した書面とする。 び住所又は名称及びその有する株式の数又は出資の金額を記載

3 規定による届出書の写しとする。 記載したものとし、 発給された書面その他これらに類するもので次に掲げる事項を 得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人 (次項において 令第一条の二第三項第一号の通商産業省令で定める書面は、 外国法人」という。 特許法施行令第十五条第三項第一号及び特許法等関係手数料 個人にあつては所得税法第二百二十九条の) にあつては官公署から発行され、又は

設立の年月日名称及び住所

資本金又は出資の総額

4

得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者にあつては第 項に掲げる書面とし、 令第一条の三第三項第二号の通商産業省令で定める書面は、 第一条の三第三項第二号の通商産業省令で定める書面は、所特許法施行令第十五条第三項第二号及び特許法等関係手数料 外国法人にあつては損益計算書とする。

3 (略) した書面によらなければならない。 した書面によらなければならない。 2 前項の規定による刊行物等の提出は、様式第十五により作成第二十二条 (略) (刊行物等の提出)	(原書の様式) (原書の様式) (原書の様式) (原書の様式) (原書の様式) (原書の様式等) (実用新案技術評価請求書の様式等) (実用新案技術評価請求書の様式等) (原用新案技術評価請求書は、様式第六により作成しなければならない。 (原書の様式)	改
3 (略)	3 (略) (原書の様式) (原書の様式) (原書の様式) (原書の様式) (原書の様式) (原書の様式) (原書の様式) (原出所案技術評価請求書は、実用新案登録出願とみなされる国際出願及び防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交際出願及の協定の議定書第三項の規定により実用新案登録出願とみなされる国の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける実用新案登録出願とみなされる国の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける実用新案登録出願とみなされる国により、国際実用新案登録出願等」という。第二十二条第二項により、国際実用新案登録出願等」という。第二十二条第二項により、国際実用新案登録出願等」という。第二十二条第二項により、国際実用新案登録出願等」という。第二十二条第二項により、国際実用新案登録出願等」という。第二十二条第二項により、国際実用新案登録出願等」という。第二十二条第二項により、国際実用新案登録出願等について提出するものは様式第六により、国際実用新案登録出願等について提出するものは様式第十により、国際実用新案登録出願等について提出するものは様式第十により、国際実用新案登録出願等について提出するものは様式第十により、国際実用新案登録出願等について提出するものは様式第十により、国際実用新案登録出願等について提出するものは様式第十により、国際実施を関係式を表表している。	現

実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)(第二条関係)

2 (略)

ポニ十三条(寺杵去布亍現則第一章 ((特許法施行規則の準用)

許法施行規則第四条の三第一項中「十六 再審の請求」とある実用新案登録に関する手続に準用する。この場合において、特二の規定を除く。)の規定は、実用新案登録出願、請求その他第十七号並びに第三項第七号、第十一条の二並びに第十三条の四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号まで及び第二十三条 特許法施行規則第一章(総則)(特許法施行規則第

のは

再審の請求

十六の二 実用新案法第十四条の二の規定による訂正」

J、同条第三項中「六 第十五条第二項の規定による物件の受

規定による実用新案技術評価書の請求る特許法施行規則第十五条第二項の規定による物件の受取の手の特許法施行規則第十五条第二項の規定によいの手続」とあるのは「六の二」実用新案法第十二条第一項の取の手続」とあるのは「六 第二十三条第一項において準用する

る刊行物等の提出

綅

と、第十一条第四項中「手数料」とあるのは「登録料」と

読み替えるものとする。 、同条第五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料」と

特許法施行規則の準用

「十七 実用新案法施行令(昭和三十五年政令三十五年政令第十六号)第七条第一項の規定による答弁書の提実用新案登録に関する手続に準用する。この場合において、特工の規定を除く。)の規定は、実用新案登録出願、請求その他二の規定を除く。)の規定は、実用新案登録出願、請求その他二の規定を除く。)の規定は、実用新案登録出願、請求その他二の規定を除く。)の規定は、実用新案登録出願、請求その他二の規定を除く。)の規定は、実用新案登録出願、請求その他二の規定を除く。)の規定は、実用新案登録出願、請求その他二の規定を除く。)の規定は、実用新案法施行や(昭和三十三条の第十八号がであり、)の規定は、対象の工作を表面の規定による。

出」とあるのは

第十七号)第三条第二項において準用する特許法施行令(昭和一十七の二 実用新案法第十四条の二の規定に

よる訂正

三十五年政令第十六号)第七条第一項の規定による答弁書の提

出

と、同条第三項中「六 第十五条第二項の規定による物件

六の三 第二十二条第一項の規定の受取の手続」とあるのは 六の二 実用新案法第十二条第一「六 第二十三条第一項において準

項の規定による実用新案技術評価書の請求用する特許法施行規則第十五条第二項の規定による物件の受取用する特許法施行規則第十五条第二項の規定による物件の受取がある。第二十二条第一項の規定

による刊行物等の提出

の手続

と、第十一条第四項中「手数料」とあるのは「登録料

と読み替えるものとする。と、同条第五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料と、同条第五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料

(略)

2

- 29 -

		3
の規定による博覧会の指定に準用する。	新案法第十一条第一項において準用する特許法第三十条第三項	特許法施行規則第二章の二 (博覧会の指定) の規定は、実用

4 {

(略)

持許法施行規則第二章の二(博覧会の指定)の規定は、 弗 三 実 項 用

4 { • (略)

3 者が開設する博覧会の指定に準用する。の規定による日本国内において政府および地方公共団体以外の新案法第十一条第一項において準用する特許法第三十条第三項特許法施行規則第二章の二(博覧会の指定)の規定は、実用

意匠法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第十二号) (第三条関係)

ミリメートル以下のもの三 次項の規定により袋に納めた場合において、その厚さが七一~二 (略)第五条 (略)	2 写真を提出するときは、様式第七によらなければならない。第四条 (略) (図面の代用)	ばならない。	(願書の様式) (願書の様式) (願書の様式)	改正
さが七ミリメートル以下のもの四 次項の規定により用紙にはり付けた場合において、その厚 離脱するおそれがないもの 、	2 写真を提出するときは、様式第九によらなければならない。第四条 (略) (図面の代用)	ない。 2 図面を提出するときは、その副本二通を提出しなければならばならない。 第三条 願書に添付すべき図面は、様式第八により作成しなけれ(図面の様式等)	の願書は、様式第七により作成しなければならない。 (願書の様式) (願書の様式)	現

(秘密意匠)	2~4 (略) 第九条 (略) (提出書面の省略)			第八条 (略) (組物)	第七条(略)(物品の区分)	3 (略) ない。 ない。 (特徴記載書を提出するときは、様式第九によらなければなら第六条 (略) (特徴記載書の様式等)	以下の厚さに折りたたんで袋に納めなければならない。は見本を提出するときは、その布地又は紙地を七ミリメートルこの場合において、前項第四号ただし書の規定によりひな形又八により作成した用紙をその袋にはり付けなければならない。2 ひな形又は見本を提出するときは、丈夫な袋に納め、様式第四 (略)
(秘密意匠)	2~4 (略) 第十条 (略) (提出書面の省略)	ならない。	らない。	第七条(略)(組物)	第六条(略)(物品の区分)	3 (略) ならない。 ならない。 ならない。 (特徴記載書を提出するときは、様式第十の二によらなければ第五条の二 (略) (特徴記載書の様式等)	たんで用紙にはり付けなければならない。 きは、その布地又は紙地を七ミリメートル以下の厚さに折りた前項第五号ただし書の規定によりひな形又は見本を提出すると成した用紙にはり付けなければならない。この場合において、

第十条 (略)

よりしなければならない。 請求した期間を延長し又は短縮することの請求は、様式第十に第十一条 意匠法第十四条第三項の規定による秘密にすることを

第十一条 (略)

十二の二によりしなければならない。とを請求した期間を延長し又は短縮することの請求は、様式第第十一条の二 意匠法第十四条第三項の規定による秘密にするこ

パリ条約による優先権等の主張の証明書提出書の様式)

(名義人変更届の様式等)

| しなければならない。 | 四条第四項又は第五項の規定による届出は、様式第十四により第十四条 | 意匠法第十五条第二項において準用する特許法第三十

- | 一の場合に限り、一の書面ですることができる。 | 2 | 前項の届出は、二以上の届出について、当該届出の内容が同

(期間の延長の請求等の様式等)

| 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10| | 10|

2 意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五条第二

第十五条 手続の補正のうち、 様式第二十二 式第十八若しくは同規則第十四条第 五に規定する様式第十六、 項に規定する様式第四、 規則第四条の二第一項に規定する様式第二、 第十三により作成しなければならない。 の請求書は様式第十二により、 くは様式第十四、 審判請求書には、 (意見書の様式等) (手続補正書の様式等) 審判の請求書の様式) 審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、 (略) 様式第十一により作成しなければならない。 同条第二項に規定する様式第十一、 意匠法第四十六条第一 意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の意 第十九条第二項において準用する特許法施行規 第十九条第一項において準用する特許法施行 証拠保全事件の表示を記載しなければならな 同規則第九条の二第 同規則第十二条第 様式第一から様式第十二まで若し 項又は第四十七条第一項の審判 それ以外の審判の請求書は様式 一項及び第二項に規定する 同規則第十一条の 同規則第八条第一 一項に規定する様 一項に規定する様 第十七条 第十六条 3 2 3 事由を明らかにしてしなければならない。項の規定による期日の変更の請求は、期日の変更を必要とする 見書は、様式第十六により作成しなければならない。 でない。 ならない。 (手続補正書の様式等) (意見書の様式等) 前項の期日の変更は、次に掲げる事由に基づいては許しては されたこと。 当事者の一方につき代理人が数人ある場合において、 部の代理人について変更の事由が生じたこと。 期日指定後にその期日と同じ日時が他の事件の期日に指定 (略) 手続の補正は、 意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の意 ただし、やむを得ない事由があるときは、 様式第十七によりしなければならない

2

式第九、

第十四条

第十三条

見書は、

2 3

この限り

その

提出することによりした手続の補正は様式第十四により、 則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、 以外の手続の補正は様式第十五によりしなければならない。 規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に 様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定 用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第 第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十 定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する 項に規定する様式第六十五の十七、 第二項に規定する様式第六十五の九、 第五十条の三に規定する様式第六十五の六、 六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の 八条の三に規定する様式第四十又は第十九条第六項において準 に規定する様式第六十五の十五、 に規定する様式第六十五の十三、 |項に規定する様式第六十五の十一、 同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、 同規則第五十八条の十七第二 同規則第五十八条の二第三項 同規則第六十条第五項に規 同規則第五十八条第二項 同規則第五十七条の三第 同規則第五十一条 同規則 同規則

2~3 (略)

第十六によりしなければならない。とによりした手続に係る手数料に係るものを除く。)は、様式規定する様式第十八により作成した書面を特許庁に提出するこ為の二第一項に規定する様式第二及び同規則第十二条第一項に第十二、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四第十二、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四年、補正による手数料の納付(様式第二から様式第五まで、様式

4 甫Eこよる 2~3 (略)

- らない。 4 - 補正による手数料の納付は、様式第十八によりしなければな

(パリ条約による優先権等の主張の証明書の請求)

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千第十八条 意匠登録出願についてパリ条約(千九百年十二月十四

載した書面を提出しなければならない。類並びにその主張をする旨及び出願しようとする国の国名を記するための書類について証明書の交付を請求する者は、その書は特許法第四十三条の二第二項の特定国において優先権を主張いう。以下同じ。)の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約を

代理人選任届等の様式)

更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅を届け出るときは第十九条 手続をした者又は意匠権者が代理人の選任若しくは変

よりしなければならない。と又は代理権が消滅したことを届け出るときは、様式第二十に2 手続をした者又は意匠権者の代理人が代理人に選任されたこ

様式第十九によりしなければならない。

ものに限る。)は、二以上の届出について、当該届出の内容が3 前二項の届出(意匠登録出願人又は意匠権者の代理人に係る

包括委任状)

一の場合に限り、

の書面ですることができる。

第二十条 手続 (意匠法第六十三条第一項の規定による証明等の第二十条 手続 (意匠法第六十三条第一項の規定によりあらかじめ特許庁長官に提出した事所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 (平成二年所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 (平成二年所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 (平成二年所有権に関する手続等の第二十八条第一項において準用する情求を除く。)をする際の第二十八条第一項において準用する

(代表者選定届の様式等)

七」とあるのは 援用に準用する。

様式第二十一」

と読み替えるものとする。

2

特例法施行規則第六条第四項及び第七条の規定は、

て

同規則第七条中一

様式の

第

| 第十七条 (略) | (意匠登録表示) | ない。

第十六条

意匠登録証は、

(意匠登録証の様式)

1。 1 前項の届出書は、様式第二十二により作成しなければならな

提出しなければならない。

弁明書の様式)

特許法第十八条の二第二項の弁明書は、様式第二十三により作三条の二第二項又は意匠法第六十八条第二項において準用する第二十二条 意匠法第五十二条において準用する特許法第百三十

成しなければならない。

(手続の受継申立書の様式)

| ればならない。| 第二十三条 手続の受継の申立ては、様式第二十四によりしなけ

書類その他の物件の提出書の様式)

様式第十七により作成しなければなら 第二十五条 ならない。 (意匠登録表示) 意匠登録証は、 様式第二十六により作成しなければ

第二十六条

(略)

27

- 37 -

| 登録料納付書の様式)

ぞれ作成した登録料納付書によらなければならない。 る者は様式第十八により、意匠権者は様式第十九により、それ第十八条 登録料を納付するときは、意匠権の設定の登録を受け

ことを要しない。 施行規則第一条第三項の規定にかかわらず、納付者の印を押す2 前項の納付書には、第十九条第一項において準用する特許法

3 (略

特許法施行規則の準用

第十九条 場合を除く。)」と、 規定による意匠登録出願(もとの意匠登録出願の代理人による のは「並びに意匠法第四十六条第一項及び第四十七条第一項」 るのは「 第二項及び第十一条の五中「 て準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の 三第一項 (同法第五十条第一項 (同法第五十七条第一項におい 及び第九条第一項中「及び特許法第百二十一条第一項」とある く。)の規定は、 による特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。 手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項 三項第七号、)」とあるのは「三) 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の 樣式第二十、 第 十 第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定 様式第三十一の五、 樣式第十三、 第五号、 特許法施行規則第一章 (総則) (第四条の三第一項第 意匠法第四十六条第一 一条の四中「 様式第三十八 第十一条、第十一条の二並びに第十三条の二を除 第九号から第十一号まで及び第十七号並びに第 様式第二十二、 意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する 様式第十五の二、 第八条第二項、 様式第二、 樣式第四十、 樣式第三十二、 特許法第百二十一条第一項」とあ 項若しくは第四十七条第一 様式第二十六から様式第三 樣式第四、 第九条の二、 様式第十六、 様式第四十二、 樣式第三十四 樣式第九、 第九条の三 様式第十八 様式第 様式第 頂

登録料納付書の様式)

法施行規則第一条第三項の規定にかかわらず、納付者の印を押2 前項の納付書には、第二十八条第一項において準用する特許、それぞれ作成した登録料納付書によらなければならない。 ける者は様式第二十八により、意匠権者は様式第二十九により第二十七条 登録料を納付するときは、意匠権の設定の登録を受

(略)

すことを要しない。

特許法施行規則の準用

第二十八条 のは「 。)」とあるのは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条 る場合を除く。)」と、 続に係る書類に識別番号を記載した者に限る。 の規定による意匠登録出願(もとの意匠登録出願の代理人によ の三第一項 (同法第五十条第一項 (同法第五十七条第一項にお 定による特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、 びに第十八条第四項を除く。)の規定は、 条の四、 号まで及び第十八号並びに第三項第七号、第八条、第九条の一 るものとする。 いて準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。 同規則第四条の三第一項中「三 条の二、 第九条の三、第十条の二、第十一条、第十一条の二、第十 意匠登録出願人(意匠登録出願の願書又はこれに係る手 第十一条の五、 第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十 特許法施行規則第一章 (総則) (第一条の二、 第十二条、 第九条第一項中「特許出願人」とある 特許法第四十四条第一項の規 第十三条の二、 意匠登録出願、)」と読み替え 第十四条並

の十三、 様式第六十五の六、 四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、 法施行規則第十九条第六項において準用する特許法施行規則第 準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する 条第二項に規定する様式第四、 第十四、 様式第六十五の二十五」とあるのは「意匠法施行規則様式第 四十四、 五の十七、 の十五、 十五の十一、 六十五の九、 に規定する様式第六十五の四、 十条第五項に規定する様式第六十五の二、 若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠 樣式第三十六、 定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第二項において する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規 する様式第九、 法施行規則第四条の二第 から様式第五まで、 五の十九、 十二から様式第五十五まで、 同規則第六十一条の十一 三若しくは同規則第六十二条第二 条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定 様式第六十五の九、 同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十 様式第六十五の十五、 様式第六十五の二、 同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五 樣式第四十六、 同規則第五十八条の十七第二 意匠法施行規則第十九条第 様式第六十五の二十一、 同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十 同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五 同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六 第十三条第四項中「特許法第百二十一条第一項」 同条第二項に規定する様式第十一、 同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八 同規則第五十一条第二項に規定する様式第 様式第九から様式第十二まで若しくは様式 樣式第四十八、 第三項に規定する様式第六十五の二十 様式第六十五の十一、 一項に規定する様式第二、 様式第六十五の四、 様式第六十五の十七、 様式第六十一の五、 同規則第九条の二第 同規則第五十条の三に規定する |項に規定する様式第六十五の 様式第六十五の二十三又は 項において準用する特許 |項に規定する様式第六十 様式第五十、 同規則第五十条の一 様式第六十五の 様式第六十五の 様式第六十四 同規則第五 同規則第十 同規則第八 様式第六十 一項に規定 様式第五

とあるのは「意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項」 るものとする。 意匠法第四十六条第一 第十四条第二項中「 項又は第四十七条第一項」と読み替え 同法第百二十一条第一項」とあるのは

2 項中「特許法第百九十五条第五項」とあるのは「意匠法第六十 準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三 る場合の補正及び提出書面の省略)の規定は、意匠登録出願に 規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等 七条第四項」と読み替えるものとする。 二十九条、第三十条及び第三十一条第二項(信託、 三、第二十七条の四、第二十八条から第二十八条の三まで、 協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をす 特許出願の番号の通知、 特許法施行規則第二十六条、第二十七条、 パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、 特許出願の放棄、 特許出願の取下げ 第二十七条の 持分の記載 発明の新 Ξ 第 2

3 5 (略)

6

条の十五第一項中「特許法第百二十一条第一 第六十二条第二項中「特許法第百二十一条第一項」とあるのは 第五十一条第二項、 判及び再審に準用する。この場合において、 の三第二項、 る部分に限る。 六条並びに第五十条の十五第一項 (第三十二条の規定を準用す 意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項」と、 第六十条第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに 第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項 第十三条、特許法施行規則第八章 (審判及び再審) (第四十 第五十条第五項、 第五十七条の三第二項、 第二項及び第三項を除く。 第五十条の二、 項」とあるのは、 同規則第四十八条 第五十八条第二項) の規定は、 第五十条の三、 第五十

> 規定の適用を受けようとする場合の手続等、特許出願の番号の び第三項 (信託、 第二十八条、第二十九条、第三十条並びに第三十一条第二項及 第三項中「特許法第百九十五条第五項」とあるのは「意匠法第 六十七条第四項」と読み替えるものとする。 願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条 をする場合の補正及び提出書面の省略)の規定は、意匠登録出 通知、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割 特許法施行規則第二十六条、第二十七条、第二十七条の四、 持分の記載等、 発明の新規性の喪失の例外の

3 5 (略)

6

再審に準用する。 特許法施行規則第八章 (審判及び再審) の規定は、 審判及び

へ 略

7

(略)

意匠法第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

8 | 7 の納付に準用する。 特許法施行規則第 条の二 (提出物件票)の規定は、 登録料

商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)(第四条関係)

(商標登録を受け、) (商標登録を受け、) 第十七条の二第では防護標章登録を引いる場合を含む。) には防護標章登録を引いる場合を含む。) には防護標章登録を引いる場合を含む。) には防護標準の二第一項の二第一項(同法第十七条の二第一項(同法第十七条の二第一項(同法第十七条の二第一項(同法第十七条の二第一項(同法第十七条の二第十七条を引きる。	第 三 条 削 除	
第 受 護 出 五 に 一 よ 六 け 標 願 条 お 項 条 う 十 よ 章 を 第 い へ 第 と 八 う 登 し 一 て 同 一 す		改
八条第二項において準用する場合うとする商標又は標章(同法第十一項の規定により新たな商標登録出願の願書に記載した商標登の場定により新たな商標登録に第六十八条第二項において準一項若しくは第二項、第十二条第一項若しくは第二項、第十二条第する商標等の願書への記載等の省		正
用する場合といるでは、またのでは、またのでで、またのでで、またのでで、またのでで、またのでで、またのでで、またのでで、またのでで、またのでで、またのでは、ま		
	ᄬᅟᄬ	
の二第一項(同法第六十八条第二項において準用する場合を含め、第十七条の二第一項(同法第六十八条第二項において準用する場合を含は防護標章登録出願をしようとする場合において、もとの商又は商標法第六十五条第一項の規定により新たな商標登録出願又は商標法第六十五条第一項の規定により新たな商標登録出願、第十七条の二第一項(同法第六十八条第二項において準用す第八条 商標法第十一条第一項若しくは第二項、第十二条第一項(商標登録を受けようとする商標等の願書への記載等の省略)	(商標登録を受けようとする商標等を表示した書面の提出) 第三条 願書を提出するときは、同時に商標登録又は防護標章登録を受けようとする商標又は標章を表示した書面四通を提出しるものが変更を受けようとする高標等を表示した書面四通を提出しるものが変更を要しないものであるときは、この限りでない。 「(提出書面の省略) 第七条の二 商標法第六十五条第一項の規定により新たな商標登録又は防護標章登録出願をしようとする場合において、もとの願又は防護標章登録出願をしようとする場合において、もとの同標法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)におって準用する特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第四十三条第二項(商標法第十三条第一項において準用する場合を含む。)におって準用する特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第四十三条第二項(商標法第十三条第一項において準用する場合を含む。)におって準用する特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第四十三条第二項(商標法第十三条第一項において準用する場合を含む。)におって準用する特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第四十三条第三条第二項(商標法第十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書によるものが変更を表示した書面の提出した。	
第一項(同法第六十八条第二項において準用する場合を含護標章登録を受けようとする商標又は標章(同法第十七条防護標章登録出願をしようとする場合において、もとの商商標法第六十五条第一項の規定により新たな商標登録出願合を含む。)において準用する意匠法第十七条の三第一項(同法第六十八条第二項において準用す商標法第十一条第一項(同法第六十八条第二項において準用す標登録を受けようとする商標等の願書への記載等の省略)	提出するときは、同時に商標登録又は防護標章登録出するときは、同時に商標登録又は防護標章登録出願を受けようとする商標又は標章を表示した書面四通を提出したは防護標章登録出願をしようとする場合において、もとの「大条第一項において準用する場合において、もとの「大条第一項において準用する場合において、もとの「大条第一項において準用する場合において、もとの「大条第一項において、関定により新たな商標登録又は防護標章登録出願をしようとする場合において、もとの「大条第一項において準用する場合を含む。」の規定においた。 「大条第一項であるときは、その旨を願書に、おいまで、第九条の二、第九条の三又は同法第十三条第一項(大条第一項において、もとの「大条第一項において、第十二条第一項(日本)とするときは、同時に商標登録又は防護標章登録出版を受けようとするを構等を表示した書面の提出)とする商標文を表示した書面の提出)とする商標文を表示した書面の通を提出しとする商標文を表示した書面の通を提出しとする。	
八条第二項において準用する場合を含うとする商標又は標章(同法第十七条登録出願の願書に記載した商標登録又で準用する意匠法第十七条の三第一項の規定により新たな商標登録出願「準用する意匠法第十七条の三第一項 は第二くは第二項、第十二条第一項する商標等の願書への記載等の省略)	は、同時に商標登録又は防護標立とは、同時に商標登録又は防護標準文字のみによつて商標登録出願について提出した証明第九条の三又は同法第十三条第一項若しくは第二項、第十三条第一項において進出した証明をしようとする場合において、ものであるときは、この限りでない第十二条第一項においてとり新たな商標登録出願について提出した証明を提出した。)第十二十四年法律第百二十一号)第一項の規定により新たな商標登録出願において準用する場合を含む。)の規管であるときは、その旨を願いて準用する場合を含む。)の規管であるときは、その旨を関いて進行できる。	行
用する場合を含化する場合を含化する場合を含まます。	標章を表示した書面四通を提出し標準文字のみによつて商標登録又は別によって商標登録又は別によっときは、この限りでない。 するときは、この限りでない。 するときは、この限りでない。 「「理若しくは第二項、第十二条第一項(おっとする場合において、もとのようとする場合において、もとのようとする場合において、もとのようとする場合を含む。)の規定において準用する場合を含む。)の規定において準用する特許法第十三条第一項(かってあるときは、その旨を願書にした書面の提出した。	

を省略することができる。 は防護標章登録を受けようとする商標又は標章の願書への記載しないものであるときは、その旨を願書に表示して商標登録又標章登録を受けようとする商標又は標章を含む。)が変更を要された補正についての手続補正書に記載した商標登録又は防護場合にあつては、商標法第十六条の二第一項の規定により却下む。)において準用する意匠法第十七条の三第一項に規定する

(名義人変更届の様式等)

による届出は、様式第十一によりしなければならない。 十四年法律第百二十一号)第三十四条第四項又は第五項の規定第九条 商標法第十三条第二項において準用する特許法(昭和三

2~3 (略)

(意見書の様式等)

- 」と読み替えるものとする。 ければならない。」とあるのは、「提出しなければならない。」 ければならない。」とあるのは、「提出しなければならない。 ければならない。」とあるのは、「提出しなければならない。」 ければならない。」とあるのは、「提出しなければならない。」と読み替えるものとする。 この場合において、同条第二項中「特許証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許証拠物件に準用する。

審判請求書の様式)

を含む。)において準用する場合を含む。)又は同法第四十五同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合第十四条(商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び

及び第三条に規定する書面の提出を省略することができる。
は防護標章登録を受けようとする商標又は標章の願書への記載信章登録を受けようとする商標又は標章を含む。)が変更を要された補正についての手続補正書に記載した商標登録又は防護場合にあつては、商標法第十六条の二第一項の規定により却下む。)において準用する意匠法第十七条の三第一項に規定する

(名義人変更届の様式等)

なければならない。 条第四項又は第五項の規定による届出は、様式第十一によりし第九条 商標法第十三条第二項において準用する特許法第三十四

2~3 (略)

(審判請求書の様式)

らない。 第十四条 審判の請求書は、様式第十五により作成しなければな

の請求書は様式第十五により作成しなければならない。。)の審判の請求書は様式第十四の二により、それ以外の審判条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む

(手続補正書の様式等)

第十六条 手続の補正のうち、 書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十 第五十八条の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六 第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則 規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、 規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、 第六十五の四、 式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する樣式第三十八若 様式第二十二、 条の二第一項に規定する様式第二、 ければならない。 五の二により、 十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した 六項に規定する様式第六十五の二十一、 十条第五項に規定する樣式第六十五の十九、同規則第六十条第 定する様式第六十五の二、 しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は第二十 する様式第十六、 同条第二項に規定する様式第十一、 する様式第四、 式第十四の二、 二条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第 |項に規定する様式第六十四の三、 第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六 同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、 第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四 同規則第二十七条の三の三第一項に規定する様 それ以外の手続の補正は様式第十六によりしな 様式第十五の二、 同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の 同規則第九条の二第 同規則第十四条第一項及び第二項に規定する 同規則第五十条の二に規定する様式 様式第二から様式第十二まで、 様式第二十若しくは様式第二 同規則第五十条第五項に規 同規則第十一条の五に規定 同規則第八条第二項に規定 一項に規定する様式第九、 同規則第六十一条の十 同規則同 樣

(手続補正書の様式等)

第十六条 手続の補正は、様式第十六によりしなければならない

2~4 (略)

(略)

5 **式第十**一、 項」と読み替えるものとする。 る場合を含む。 」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、 第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の五 に規定する様式第二 二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項 納付に準用する。 特許法施行規則第十一条第五項の規定は、 樣式第十八、 様式第十二及び様式第十四の二並びに同規則第二十 」とあるのは「商標法施行規則第十六条第四 この場合において「様式第二、 様式第二十六から様式第二十八まで、 بح 「前項 (次条第二項において準用す 補正による手数料 様式第十五 樣

(特許法施行規則等の準用)

第二十二条 特許法施行規則第一章 (総則) (第四条の三第 願の放棄、 権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商 続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の二 で及び第十三条から第十七条までの規定に限る。)に関する手 第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五ま び第十三条から第十七条までの規定に限る。 条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及 標章登録出願、 の三(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、 同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。 十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。 標法第四十四条第一項 (同法第六十八条第四項及び同法附則第 は「商標登録出願、 十一条、第十一条の二、第十二条並びに第十三条の二を除く。 第匹号、 において準用する場合を含む。 並びに第二十七条の三の三、第二十八条の二及び第二十八条 項中「 第七号、第八号及び第十七号並びに第三項第七号、 防護標章登録又は書換登録(第一条から第八条まで、 特許出願の取下げ)の規定は、 特許出願及び特許法第百二十一条第一項」とあるの 書換登録の申請 (第一条から第八条まで、 防護標章登録出願、)及び同法第四十五条第一項 防護標章登録に基づく 商標登録出願、 請求その他商) ک 特許出 第 九 防護 第項

七条第四項の規定は、補正による手数料の納付に準用する。5 意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十二号)第十

(特許法施行規則等の準用)

第二十二条 特許法施行規則第一章 (総則) 第 の五、 定による特許出願 (もとの特許出願の代理人による場合を除く る。) に関する手続に準用する。この場合において、特許法施 び第十五条から第十七条までの規定に限る。 第 行規則第四条の三第一項中「三 標登録、 換登録の申請(第一条、 項を除く。 号並びに第三項第七号、第八条、第九条の二、第九条の三、 条の二、第四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第十八 十条の二、第十一条、第十一条の二、第十一条の四、 条の三、第十三条及び第十五条から第十七条までの規定に限 若しくは同法第五十五条の二第二項 (同法第六十条の二第 第四条、第四条の三、第五条から第七条まで、第十条、第十 第五条から第七条まで、 項 同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。 項において準用する場合を含む。 とあるのは「三 第十二条、 防護標章登録又は書換登録(第一条、 同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。 の規定は、 第十三条の二、 第二条、 商標登録出願、 商標法第十条第一項(同法第六十八条 第十条、 特許法第四十四条第一項の規 第三条、 第十四条並びに第十八条第四 第十一条の三、)又は同法第十七条のこ 防護標章登録出願、 第四条、 (第一条の二、 第二条、 請求その他商 第十三条及 第四条の三 第十一条 第三条 第四

規定による商標登録出願(もとの商標登録出願又は防護標章登 場合を含む。 合を含む。 る場合を含む。 法第十七条の二第一項 (同法第六十八条第二項において準用す 同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。 よる場合を除く。 四条第一項の規定による特許出願 (もとの特許出願の代理人に 六十条の二第二項 同法第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。 同法第百八条第三項」とあるのは「商標法第四十一条第二項 特許法施行規則第四条の三第一 若しくは同法第六十八条第四項において準用する において準用する意匠法第十七条の三第一項の 若しくは同法第五十五条の二第三項(同法第)」とあるのは「三 商標法第十条第一項 (同法第六十八条第五項において準用する場) 」と、「五 一項中「三 特許法第四十) 又は同

録出願の代理人による場合を除く。 五 の三 書換登録の申 商標権の存続期間 高標権の存続期間

続期間の延長登録の出願」とあるのは 五の二

の更新登録 に基づく権利の存続期間の更新登録の出願 の申請(商標権に係る商品及び役務の区分の数を減 五の三

じて申請する場合に限る。

特許法施行規則第七条及び

標権の存続期間の更新登録の申請人、 び第九条の三第二項中「 録の申請書」と、 の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「 は「、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と 第十八条第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるの 項」とあるのは「 審判請求書、 特許法施行規則第八条第一項中「特許異議申立書、 特許法第百八十四条の五第一項の書面、 商標権の存続期間の更新登録の申請書、 特許法施行規則第八条第二項、 商標登録出願人、 | 登録出願人、防護標章登録出願人、商特許出願人又は特許法第百二十一条第 防護標章登録に基づく権 同法第百八十四条 登録異議申立書 第九条の二及 審判請求 書換登

> 登録出願(もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人 による場合を除く。 において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標 しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)」と、「五 特許権の存続期間の延長登 五 商標権の存続期間の更新登録の申

録の出願」とあるのは 五の二 五の三 書換登録の申 防護標章登録に基づく権利の

請 存続期間の更新登録の出願 商標権に係る商品及び役務の区分の数を減じて申請する場

合に限る。

第七条中「若しくは世界貿易機関の加盟国

「丫茶 又は第二十七条の二第一項」とあるのは「、商標法第七条第三 期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者(商標登録出願 件との関係を記載する 件との関係を記載する 第六の備考1中「「特許出薀人」■「沿堀燈錄出薀人」■「譜 項又は同法施行規則第二十条第二項」と、特許法施行規則様式 及び書換登録の申請書又はこれらに係る手続に係る書類に識別 更新登録の出願の願書、 続期間の更新登録の申請人、 あるのは「商標登録出願人、 締約国」と、特許法施行規則第九条第一項中「特許出願人」と 人」又は「 番号を記載した者に限る。 人又は防護標章登録出願人のときは╺なるべく「商標登録出願 とあるのは「、 の関係を記載する 防護標章登録出願、 防護標章登録出願人」のように手続をした者 被請求人」 被請求人」■「参加人」のように手続をした者と事 世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約 」と読み替えるものとする。 防護標章登録に基づく権利の存続期間の • 」とあるのは、 ただ 商標権の存続期間の更新登録の申請書)」と、特許法施行規則第十条中「 参加人」のように手続をした者と事 防護標章登録出願人、商標権の存 防護標章登録に基づく権利の存続 し■手続をした者が商標登録出願 「商標権者」 台書件

の九の二 法施行規則第二十条第二項」と、 用する場合を含む。 第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準 登録の申請者並びに商標法第四十四条第一項(同法第六十八条 標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換 標章登録出願人、 許法第百二十一条第一項」とあるのは「商標登録出願人、 則第十三条 (同法附則第二十三条において準用する場合を含む 利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又 六十五の二十一、 五の十五、 十五まで、 式第二十二*,* 十七条の二第一 する場合を含む。 は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用 三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。 めの日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第 的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするた は商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附 三十八、 ک ج の 五、 様式第十五の二、 項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。 において準用する場合を含む。 様式第二、 様式第十四の二 とあるのは「 様式第四十八、 様式第六十五の十 様式第四十、 様式第三十二、 特許法施行規則第九条第一項中「 様式第六十五の四、 様式第六十五の十七、 様式第六十一の五、 様式第二十六から様式第二十八まで、 項」とあるのは「、 様式第四、 商標権の存続期間の更新登録の申請人、 様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二 ر ح)において準用する場合を含む。 商標法施行規則様式第二から様式第十二ま 樣式第十六、 樣式第四十二、樣式第四十四、 様式第五十、 様式第十五の二、 樣式第三十四、樣式第三十六、樣式第 特許法施行規則第十条中「又は第一 様式第九、 様式第六十五の十三、 様式第六十五の六、 様式第六十四の三、 様式第十八、 特許法施行規則第十一条の四 様式第六十五の十九、) 若しくは同法第四十五条 様式第五十二から様式第五 商標法第七条第三項又は同 様式第十一、 様式第二十若しくは様 特許出願人 (防衛目 樣式第二十、 様式第六十五 樣式第三十 樣式第六十 様式第六十 様式第十二) 若しく 様式第四 様式第 及び特 防護 防護

則第十三条 (同法附則第二十三条において準用する場合を含む 第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する する様式第六十五の十七、 規定する様式第六十五の十五、 規定する様式第六十五の十三、 項に規定する様式第六十五の十一、 則第十一条の五に規定する様式第十六、 則第八条第二項に規定する様式第四、 は商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附 の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又 商標登録出願、 特許出願の審査又は特許法第百二十一条第一項」とあるのは「 様式第六十五の二十五」と、 十五の二十一、 式第六十五の十九、 五十条の三に規定する様式第六十五の六、 十四の三、 する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する樣式第六 様式第四十又は商標法施行規則第二十二条第八項において準用 定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する 及び第二項に規定する様式第二十二、 る特許法施行規則第四条の二第一 式第二十*一、* 二項に規定する様式第六十五の九、 に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、 条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条におい 同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、 ځ 項 において準用する場合を含む。 頂 項に規定する様式第三十六、 同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。 特許法施行規則第十三条第四項中「 とあるのは「 同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の一 商標法施行規則第二十二条第一項において準用す 防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利 同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式 同規則第六十条第六項に規定する様式第六 商標法第四十四条第一項 同規則第六十条第五項に規定する様 特許法施行規則第十一条の五中「 同規則第五十八条の十七に規定 同規則第五十八条の二第三項に 項に規定する様式第一 同規則第五十八条第二項に 同規則第五十七条の三第二 同規則第二十八条の二に規 若しくは同法第四十五条 同規則第二十七条の三の 同規則第九条の二第 同規則第十四条第一項 同規則第五十一条第 特許法第百二十 (同法第六十 同規則第 同規 同規

亩 大字何・字何・何番地・何号のように記載する・」と、特盐法施行規則様式第三の構巻ト中「何県・何郡・何村・大字何・字 詳しく記載し。請求人にあつてはなるべく何県。何郡。何村。 第二の備考・中「 項において準用する場合を含む。 何号のように詳しく記載し。請求人にあつてはなるべく何県。 理人にあつては。何県。何郡。何村。大字何。字何。何番地 何・何番地・何号のように詳しく記載する・」とあるのは「代 は。何県。何郡。何村。大字何。字何。何番地。何号のように 何号のように詳しく記載する・」とあるのは「代理人にあつて 合を含む。 項 (同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条 (同法附則第 同法第百二十一条第一項」とあるのは「商標法第四十四条第 する場合を含む。 は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用 て準用する場合を含む。 二十三条において準用する場合を含む。 |郡 • 何村 • 大字何 • 字何 • 何番地 • 何号のように記載する と読み替えるものとする。) 又は同法第四十五条第一 何県。何郡。何村。大字何。字何。何番地 ڔ において準用する場合を含む。 特許法施行規則第十四条第二項中「 __ 項(同法第六十八条第四 Ļ)において準用する場 特許法施行規則樣式 又

2

3 (略)

中「願書に添付した明細書又は図面」とあるのは「願書」と読規則第二十七条第三項中「特許法第百九十五条第五項」とある防護標章登録出願に準用する。この場合において、特許法施行許出願の分割をする場合の補正)の規定は、商標登録出願又は許出願の分割をする場合の補正)の規定は、商標登録出願又は「お正、第二十八条及び第三十条(信託、持分の記載等、パリ条4 特許法施行規則第二十六条第二項、第二十七条、第二十七条

の指定に準用する。内において政府および地方公共団体以外の者が開設する博覧会法第四条第一項第九号および第九条第一項の規定による日本国法第四条第一項第九号および第九条第一項の規定は、商標

3 (略)

4

の四、 第四項」と、 する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中 分の記載等、 の省略)の規定は、 の番号の通知、 特許法第百九十五条第五項」とあるのは「商標法第七十六条 特許法施行規則第二十六条第二項、 第二十八条、 パリ条約による優先権等の主張の手続、 特許法施行規則第三十条中「 特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面 第三十条及び第三十一条第二項(信託、 商標登録出願又は防護標章登録出願に準用 第二十七条、第二十七条 願書に添付した明細 特許出願

み替えるものとする。

用する。この場合において、同規則第五十条第五頃、第五十一までの規定は、登録異議の申立てについての審理及び決定に準条の四から第五十条の十三まで及び第五十一条から第六十五条条の三第一項まで、第四十九条から第五十条の二まで、第五十7 特許法施行規則第四十六条第二項、第四十八条から第四十八5~6 (略)

条第二項、 用する。この場合において、 とする。 あるのは「登録異議の申立てについてする」と読み替えるもの て提出する」と、 第三項中「それ以外の」とあるのは「登録異議の申立てについ 七第二項、 第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」と 第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十 第五十八条の二第一 同規則第五十条の二、 同規則第五十条第五項、 一項及び第三項、 第五十七条の三第二項 第五十八条の十 第五十

8 四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条 第二項中「特許法第百二十一条第一項」とあるのは「商標法第 第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに第六十二条 条の二第一項及び第三項、 第二項、 第二項、第四十七条第一項、第四十八条から第五十条の十四ま 六十八条第一項において準用する場合を含む。 て準用する場合を含む。 に準用する。この場合において、 で及び第五十一条から第六十五条までの規定は、審判及び再審 (同法附則第二十三条において準用する場合を含む。 第五十条第五項、 第九条の二第一項、特許法施行規則第三十三条、第四十六条 第五十七条の三第二項、 第五十条の二、) 又は同法第四十五条第一項 (同法第 第五十八条の十七第二項、 第五十八条第二項、 同規則第四十八条の三第二項 第五十条の三、)」と読み替え 第五十一条)におい 第六十条 第五十八

9 (略)

るものとする。

願、防護標章登録出願、書換登録の申請、請求その他商標登録条第二項及び第四項(提出書面の省略)の規定は、商標登録出・ 意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十二号)第九

5~6~(略) 書又は図面」とあるのは「願書」と読み替えるものとする。

| 異議申立てについての審理及び決定に準用する。 | の十一まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、登録| 特許法施行規則第四十六条第二項、第四十八条から第五十条

の規定は、審判及び再審に準用する。五十一条から第六十五条まで並びに意匠法施行規則第二十四条第四十七条第一項、第四十八条から第五十条の十二まで及び第第十三条、特許法施行規則第三十三条、第四十六条第二項、

8

9 (略)

の存続期間の更新登録の申請及び登録料の納付に準用する。 特許法施行規則第一条の二 (提出物件票) の規定は、商標権

、防護標章登録又は書換登録に関する手続に準用する。

る 事件との関係を記載する " ただし " 手続をした者が商標登録出 請求人」。「被請求人」。「参加人」のように手続をした者と 事件との関係」の欄は設けるには及ばない。」とあるのは「「 た者と事件との関係を記載する。ただし。意匠権について届出をするときは。「手続をした者」の欄を「意匠権者」とし。「 は、、 出をするときは・ 願人」又は「防護標章登録出願人」のように手続をした者と事 願人又は防護標章登録出願人のときは ■ なるべく「商標登録出 代理人選任届等の様式、 求等の様式、パリ条約による優先権等の主張の証明書の請求 式第十九の備考3中「 件との関係を記載するものとし。商標権者が商標権について届 換登録に関する手続を除き「、 換登録(第十五条及び第十九条から第二十四条までの規定に限 の規定に限る。 の提出書の様式)の規定は、 弁明書の様式、 第十三条、 あるのは ■大字何 ■字何 ■何番地 ■何号のよう 行規則第十八条中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるの による優先権等の主張の証明書提出書の様式、 放棄書の様式、出願取下書の様式、提出書面の省略、パリ条約 事件との関係」の欄は設けるには及ばない ■」 ン 意匠法施行規則第二十一条中「、 書換登録の申請 意匠法施行規則第八条、)に関する手続に準用する。この場合において、意匠法施 意匠法施行規則様式第十九の備考2中「「鄭国峨鄭圧盃人 請求人」。「 世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と 第十五条並びに第十八条から第二十四条まで (出願 住所(居所)」は『代理人又は選任した代理人に 手続の受継申立書の様式及び書類その他の物件 「手続をした者」 (第十五条及び第十九条から第二十四条まで 被請求人」 - 「 請求その他商標登録、 住所 包括委任状、 第九条、 商標登録出願、 |居所) | は | 何県 | 何郡 | 何村 登録異議申立書、 第十条第二項及び第四項、 参加人」のように手続をし 審判請求書」とあるのは書 の臓を一 代表者選定届の様式等、 に詳しく記載する・」と 防護標章登録又は書 商標権者」とし■ 防護標章登録出願 期間の延長の請 審判請求書」 同規則様

(略) 。|| 続期間の更新登録の出願又は書換登録の申請の審査に準用する 郡・何村・大字何・字何・何番地・何号のように記載する・」 あつては何県・何郡・何村・大字何・字何・何番地・何号のように詳しく記載し・手続をした者にあつてはなるべく何県・何 登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存意匠法施行規則第十六条(意見書の様式等)の規定は、商標 と読み替えるものとする。 (略)

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)(第五条関係)

五~七(略)	は くとも一のパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の つては、その出願がその国についてされた国のうち、少な は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない場合にあ 、広域特許条約の締結国のいずれかがパリ条約の同盟国又 二 優先権の主張の基礎となる出願が広域出願であり、かつ の 1 (略)	(願書等の記載事項) (開書等の記載事項) (開書等の記載事項)	改正
五~七(略)	のうち、少なくとも一のパリ条約の同盟国の国名ない場合にあつては、その出願がその国についてされた国、広域特許条約の締結国のいずれかがパリ条約の同盟国で二 優先権の主張の基礎となる出願が広域出願であり、かつ口~ハ (略)	(願書等の記載事項) (願書等の記載事項) (願書等の記載事項)	現

(認証謄本の提出等) (略)

2 (略)

3 務局に送付するよう、特許庁長官に対し、 る出願人は、優先日から一年四月以内に、 官に提出された国際出願を基礎とする優先権を主張しようとす 国際出願において特許出願、 実用新案登録出願又は特許庁長 優先権書類を国際事 請求することができ

4 5 (略)

審判官の指定)

第四十五条 申立てについての決定をさせなければならない。 異議の申立てがあつたときは、三名の審判官を指定して、当該 特許庁長官は、前条第一項の規定による追加手数料 2

- 2 として指定してはならない。 いては、次の各号のいずれかに該当する者を当該事件の審判官特許庁長官は、前項の規定により審判官を指定する場合にお
- であつた者 は配偶者であつた者が事件の当事者である者若しくは当事者 事件の当事者若しくは当事者であつた者又は配偶者若しく
- 同居の親族である者又はあつた者 事件の当事者が四親等内の血族 三親等内の姻族若しくは
- 事件について当事者の代理人である者又はあつた者 事件の当事者の後見人、後見監督人又は保佐人
- 3 件に関与することに故障がある者があるときは、 いて他の審判官をもつてこれを補充しなければならない。 特許庁長官は、 その他事件について審理の公正を妨げるべき事情がある者 第一項の規定により指定した審判官のうち事 その指定を解

(認証謄本の提出等)

第二十一条 (略)

2 (略)

3

対し、 内に、 る優先権を主張しようとする出願人は、優先日から一年四月以 国際出願において特許出願又は実用新案登録出願を基礎とす 請求することができる。 優先権書類を国際事務局に送付するよう、特許庁長官に

4 5 (略)

第四十五条 異議の申立てがあつたときは、三名の審判官を指定して、当該 (追加手数料異議の申立ての決定等) 特許庁長官は、前条第一項の規定による追加手数料

申立てについての決定をさせなければならない。

ならない。 決定をした審判官がこれに記名し、 前項の決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行い かつ、 印を押さなければ

追加手数料異議申立て事件の表示

申立人の氏名又は名称

代理人がある場合は、 代理人の氏名

五 四 決定の年月日 决定の結論及び理由

3 特許庁長官は、 第一項の決定において追加して納付された手

きは、 のとする。 数料の全部又は一部を申立人に返還すべき旨の決定があつたと その返還すべきものとされた金額を申立人に返還するも

ばならない。 特許庁長官は、 第三十七条第三項の規定は、 第 項の決定の謄本を申立人に送付しなけれ 前項の謄本に準用する。

6 えるものとする。 異議の申立ての決定に関する手続に準用する。 この場合におい 特許法第七十一条第二項」とあるのは「特許協力条約に基づく 条まで及び第八条(ただし書を除く。 国際出願等に関する法律施行規則第四十五条第一項」と読み替 特許法施行令 (昭和三十五年政令第十六号) 第三条から第六 同令第三条、第四条、第五条第一項及び第六条第一項中「)の規定は、追加手数料

決定に係る審判官の資格に準用する。
7 特許法施行令第十三条の規定は、追加手数料異議の申立ての

(決定の合議制)

ならない。
指定した審判官のうち一名を首席審判官として指定しなければ第四十五条の三(特許庁長官は、第四十五条第一項の規定により(首席審判官)

を総理する。
2 首席審判官は、その追加手数料異議申立て事件に関する事務

(審理の方式)

面審理による。第四十五条の四一追加手数料異議の申立てについての審理は、書

(決定)

| 記載した文書をもつて行い、決定をした審判官がこれに記名し| 第四十五条の五 第四十五条第一項の決定は、次に掲げる事項を

かつ、 印を押さなければならない。

追加手数料異議申立て事件の表示

申立人の氏名又は名称

代理人がある場合は、 代理人の氏名

五 四 決定の結論及び理由 決定の年月日

2 付された手数料の全部又は 返還するものとする。 があつたときは、 特許庁長官は、 その返還すべきものとされた金額を申立人に 第四十五条第一 部を申立人に返還すべき旨の決定 項の決定において追加して納

3 付しなければならない。 特許庁長官は、 第四十五条第 項の決定の謄本を申立人に送

第三十七条第三項の規定は、 前項の謄本に準用する。

第七十条 (国際出願等の規定の準用) (略)

2 3 (略)

えるものとする。 てに準用する。この場合において、第四十四条第一項中「条約 付すべきことを命じられた出願人のする追加手数料異議の申立 三項の規定により請求の範囲を減縮し又は手数料を追加して納 第十七条・・」とあるのは、 第四十四条から第四十五条の五までの規定は、 「条約第三十四条・・」と読み替 法第十二条第

5 略)

(国際事務局に対する手数料の金額)

(略)

(略) (略)

特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額 に指定国(第十四条の二第一項の規定により指定する国を 百四十スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として

(国際出願等の規定の準用

第七十条 略

2 3

とする。 する。この場合において、第四十四条第一項中「条約第十七条 定により請求の範囲を減縮し又は手数料を追加して納付すべき • 」とあるのは、 ことを命じられた出願人のする追加手数料異議の申立てに準用 第四十四条及び第四十五条の規定は、法第十二条第三項の規 (略) 「条約第三十四条・・」と読み替えるもの

5 略)

第八十条 (国際事務局に対する手数料の金額 (略)

(略) (略)

特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額 に指定国(第十四条の二第一項の規定により指定する国を 百五十スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として

2 (略) ハ〜ニ (略) 乗じて得た金額。ただし、八を超える指定については無料があるときはこれを一の指定国とみなして算定した数)を除く。)の数(同一の広域特許が求められている指定国群 2 (略) (略) とする。

乗じて得た金額。ただし、十を超える指定については無料があるときはこれを一の指定国とみなして算定した数)を除く。)の数(同一の広域特許が求められている指定国群

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 (平成二年通商産業省令第四十一号) (第六条関係

(識別番号の表示 改 正

用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)又は令、特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)、実定による識別番号の通知を受けている者に限る。)は、この省をする者(その者の代理人を含み、次条第二項又は第三項の規 用する場合を含む。 法附則第二十三条において準用する場合を含む。 四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同 条第一項又は商標法 (昭和三十四年法律第百二十七号) 第四十 四年法律第百二十一号)第百二十一条第 第三項の規定により特許庁長官がその者に付与した識別番号を で定めるところにより、 意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十二号)の様式 る場合にする手続を除く。 六十八条第四項において準用する場合を含む。 十四年法律第百二十五号)第四十六条第一項若しくは第四十七 出及び平成十二年一月一日以後に請求された特許法(昭和三十 する場合を含む。 れらに係る手続 行令 (以下「 「拒絶査定等に対する審判」という。 手続 (工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施 令」という。 (法第十五条第一項(法第十六条において準用)若しくは同法第四十五条第一項(同法第 の規定による特許料等の納付に際しての申 その手続に係る書類に次条第二項又は)別表の第二欄に掲げる手続及びこ を 除く。)が特許庁に係属してい 第五条において同じ。 項)の審判(以下 意匠法 (昭和三)において準

記載しなければならない。

現

行

(識別番号の表示

第二条 いう。)第四十 第四十五条において準用する場合を含む。)及び旧実用新案法 及び実用新案登録出願であって、 合を含む。 場合を含む。 第四十一条において準用する場合を含む。 による改正前の実用新案法 (以下「旧実用新案法」という。 法第百五十九条第一項 (旧特許法第百七十四条第一項 (改正法 用する場合を含む。 法第四十六条第五項及び実用新案法第十一条第一項において準 特許出願及び実用新案登録出願(施行日以後にされた特許出願 願並びに法の施行の日 (以下「施行日」という。) 前にされた 第四項の規定により実用新案登録出願とみなされる国際出願、 律第百二十三号) 第四十八条の三第一項又は第四十八条の十六 合を含む。 係る手続 のを除く。 十一条の三第一項(旧実用新案法第四十一条において準用する 定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出 するための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議 防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易に 特許出願とみなされる国際出願、 十四条の三第一項又は第百八十四条の二十第四項の規定により 部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号。 手続 (特許法 (昭和三十四年法律第百二十一 を除く。 第四十五条第六項若しくは第五十三条第四項(旧特許 法 の規定による特許料等の納付に際しての申出を除 第十五条第 の規定により施行日前にしたものとみなされるも 以下「 及び旧実用新案法第十三条において準用する場)による改正前の特許法 (以下「旧特許法」と 第五条において同じ。 国際出願等」という。 実用新案法第十条第三項又は特許法等 項 (法第十六条において準用する場 特許法第四十四条第二項(同 実用新案法 (昭和三十四年法 をする者(その者の代)、旧特許法第百六 並びにこれらに 号 以下「改 第百八

の

2 をする者を除く。)に限る。)は、この省令又は商標法施行規 ろにより、その手続に係る書類に次条第二項又は第三項の規定 三項の規定による識別番号の通知を受けている者(前項の手続 により特許庁長官がその者に付与した識別番号を記載すること 手続(令別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続を できる。 (昭和三十五年通商産業省令第十三号)の様式で定めるとこ)をする者(その者の代理人を含み、 次条第二項又は第

2

3 含む。)に規定する住所又は居所を記載することを省略するこ 及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を 法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項に特許法施行規則第一条第三項(第六十一条第一項、実用新案 れたものを除く。)を記載した場合には、その手続に係る書面 出書に住所又は居所の記載されていない者に限る。) に付与さ 条第二項の包括委任状を提出した者(様式第六の包括委任状提 とができる。 前二項の規定により識別番号 (次条第三項の規定により第六 3

(識別番号の付与)

第三条 (略)

2

(略)

3 求された拒絶査定等に対する審判の請求が特許庁に係属していげる手続及びこれらに係る手続(平成十二年一月一日以後に請 る場合にする手続を除く。 特許庁長官は、 次の各号に掲げる手続 (令別表の第二欄に掲)を除く。)をした者(第一号から

> らない。 より、 昭和三十五年通商産業省令第十一号)の様式で定めるところに 昭和三十五年通商産業省令第十号)又は実用新案法施行規則 知を受けている者に限る。 理人を含み、 り特許庁長官がその者に付与した識別番号を記載しなければな その手続に係る書類に次条第二項又は第三項の規定によ 次条第二項又は第三項の規定による識別番号の通 ば この省令、 特許法施行規則

業省令第十三号)の様式で定めるところにより、その手続に係 別番号の通知を受けている者(前項の手続をする者を除く。 その者の代理人を含み、次条第二項又は第三項の規定による識 者に付与した識別番号を記載することができる。 る書類に次条第二項又は第三項の規定により特許庁長官がその 産業省令第十二号) 又は商標法施行規則 (昭和三十五年通商産 に限る。)は、この省令、 手続(国際出願等及びこれに係る手続を除く。) 意匠法施行規則 (昭和三十五年通商 をする者(

ことができる。 条第二項の包括委任状を提出した者(様式第六の包括委任状提 を含む。)に規定する住所又は居所を記載することを省略する 項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合 法施行規則第二十三条第一項、 れたものを除く。)を記載した場合には、その手続に係る書面 出書に住所又は居所の記載されていない者に限る。) に付与さ に特許法施行規則第一条第三項 (第六十一条第一項、実用新案 前二項の規定により識別番号 (次条第三項の規定により第六 意匠法施行規則第二十八条第一

(識別番号の付与)

第三条 (略)

(略)

3 係る代理人、第四十一条第一項の規定による届出に係る代理人 続をした者の代理人を含む。)、第六条第一項の包括委任状に に係る手続を除く。)をした者(第一号及び第二号に掲げる手 特許庁長官は、次の各号に掲げる手続(国際出願等及びこれ

| 特許出願| 者については、この限りでない。 第八号までに掲げる手続をした者の代理人を含む。 知するものとする。ただし、既に識別番号の付与を受けている 条第四項の規定による公表に係る承認事業者及び第十二条第三 同じ。)、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者 掲げる手続を除く。 五号まで、 含む。)の規定による選任の届出に係る代理人 (第一号から第 及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を 法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項 第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定に 定による通知に係る認定事業者に識別番号を付与し、これを通 よる届出に係る代理人、特許法施行規則第九条の二 (実用新案 への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四 (同法第十三条第二項において準用する場合を含む。) の規 第七号及び第八号に掲げる手続(令別表の第二欄に)をした者の代理人に限る。次条において)、第六条

実用新案登録出願

意匠登録出願

五 四 基づく権利の存続期間の更新登録の出願 商標法附則第三条第一項(同法附則第二十三条におい 商標登録出願、 防護標章登録出願又は防護標章登録出願に て準

用する場合を含む。 意匠法第十五条第二項及び商標法第十三条第二項において準 新案登録を受ける権利、 新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)第十一条第二項、 用する場合を含む。 特許法第三十四条第四項又は第五項 (これらの規定を実用)の規定による特許を受ける権利、)の規定による書換登録の申請 意匠登録を受ける権利又は商標登録 実用

の五第一項の規定による書面 特許法第百八十四条の五第 項又は実用新案法第四十八条

拒絶査定等に対する審判の請求出願により生じた権利の承継の届出

(略)

第一項において準用する場合を含む。) の規定による選任の届 規定による公表に係る承認事業者及び第十二条第三項(同法第 促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四条第四項の 出に係る代理人(特許出願又は実用新案登録出願(国際出願等 は、この限りでない。 とする。ただし、既に識別番号の付与を受けている者について 知に係る認定事業者に識別番号を付与し、これを通知するもの 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の を除く。)の出願人の代理人に限る。次条において同じ。)、 十三条第二項において準用する場合を含む。) の規定による通 特許法施行規則第九条の二 (実用新案法施行規則第二十三条

特許出願又は実用新案登録出

第二項において準用する場合を含む。) の規定による特許を 受ける権利又は実用新案登録を受ける権利の承継の届出 特許法第三十四条第四項又は第五項(実用新案法第十一

 \equiv (略)

+令第二条第二項の規定による届出

(略)

(略)

(氏名変更届等の様式等)

|条第||項、意匠法施行規則第十九条第||項及び商標法施行規則 は手続において使用しようとする印鑑に係る同一の内容の変更 の旨を届け出なければならない。ただし、 くは居所又は手続において使用しようとする印鑑を変更したと る選任の届出に係る代理人がその氏名若しくは名称、住所若し 第二十二条第一項において準用する場合を含む。) の規定によ 及び特許法施行規則第九条の二 (実用新案法施行規則第二十三 係る代理人、第四十一条第一項の規定による届出に係る代理人 続をした者の代理人を含む。)、第六条第一項の包括委任状に る審判の請求が特許庁に係属している場合にする手続を除く。 手続 (平成十二年一月一日以後に請求された拒絶査定等に対す を届け出ている場合は、この限りではない。 に掲げる手続 (令別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る を除く。)をした者(同項第一号から第八号までに掲げる手 項の規定により、 様式第二、様式第三又は様式第四により、 前条第一項の規定による請求をした者、 氏名若しくは名称、 現金手続省令第三条 住所若しくは居所又 前条第三項各号 遅滞なく、 そ

識別ラベル)

(略)

第五条 省令、特許法施行規則、 省令、特許法施行規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則に係る書類に特許庁長官が交付するその者の識別ラベルをこの はり付けた場合には、 商標法施行規則又は現金手続省令の様式で定めるところによ 手続をする者 (その者の代理人を含む。)が、その手続 特許法施行規則第一条第三項 (第六十

> 四 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令(以 令 という。 第二条第二項の規定による届出

(略)

비치되 (略) 略

(氏名変更届等の様式等)

第四条 。ただし、 る印鑑に係る同 様式第四により、 条第一項の規定による届出に係る代理人及び特許法施行規則第 含む。)、第六条第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一 りではない。 くは名称、住所若しくは居所又は手続において使用しようとす しようとする印鑑を変更したときは、様式第二、様式第三又は の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は手続において使用 する場合を含む。) の規定による選任の届出に係る代理人がそ 九条の二(実用新案法施行規則第二十三条第一項において準用 た者 (同項第一号及び第二号に掲げる手続をした者の代理人を に掲げる手続 (国際出願等及びこれに係る手続を除く。) をし 前条第一項の規定による請求をした者、前条第三項各号 現金手続省令第三条第一項の規定により、 遅滞なく、その旨を届け出なければならない の内容の変更を届け出ている場合は、 氏名若し この限

2 { 3 略

(識別ラベル)

第五条 省令、 よりはり付けた場合には、 に係る書類に特許庁長官が交付するその者の識別ラベルをこの 第十条に限る。 手続をする者(その者の代理人を含む。)が、その手続 特許法施行規則、) 又は現金手続省令の様式で定めるところに 実用新案法施行規則、 特許法施行規則第一条第三項 (第六 商標法施行規則

る印を省略することができる。現金手続省令第九条において準用する場合を含む。)に規定す行規則第十九条第一項、商標法施行規則第二十二条第一項及び一条第一項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施

2~3 (略)

(包括委任状)

用する場合を含む。 の提出をする際の特許法施行規則第四条の三(第五条の二第一 則第二十四条 (同法附則第二十三条において準用する場合を含 意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の二若しくは同法附 用する場合を含む。 及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準 め特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書 十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準 新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二、 を含む。) 若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項 七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二 法第四十一条第二項、 に掲げるものを除く。)又は令第二条第三項の規定による物件 手続の補正若しくはこれらの補正の補正(令第一条第四十一号 十三条において準用する場合を含む。 げる手続を除く。 (これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第 項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。 以下 実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第 の規定による令第一条第一号から第四十号までに掲げる 特定手続 包括委任状」という。 へ 令 第)において準用する場合を含む。 の規定による証明については、 意匠法第六十八条第二項並びに商標法第 特許法第十七条第一 条第四十三号から第四十七号までに掲 を援用してすることができ)において準用する場合 一項若しくは第三項 (あらかじ 実用

用する場合を含む。) に規定する印を省略することができる。施行規則第二十二条第一項及び現金手続省令第九条において準十一条第一項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、商標法

2~3 (略)

(包括委任状)

第六条 除く。) 又は令第二条第三項の規定による物件の提出をする際 法施行規則第二十三条第一項において準用する場合を含む。 の特許法施行規則第四条の三(第五条の二第二項及び実用新案 第四十一条第二項において準用する場合を含む。 た事件を特定しない代理権を証明する書面 (以下「 の規定による証明については、 しくはこれらの補正の補正(令第一条第十五号に掲げるものを による令第一条第一号から第十四号までに掲げる手続の補正若 法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二の規定 るものを除く。 という。 特定手続 を援用してすることができる。 令第一 特許法第十七条第一項若しくは第三項(法 条第十七号から第二十一号までに掲げ あらかじめ特許庁長官に提出し 実用新案

2~4 (略)

2 4

略

(包括委任状の援用の制限)

おいて準用する場合を含む。)の援用をすることはできない。「行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項に「規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項、意匠法施により届け出た場合の当該届出をした後の当該届出に係る事件により届け出た場合の当該届出をした後の当該届出に係る事件の手続及び包括委任状を提出した者が、特許庁長官に様式第七第七条 包括委任状において代理権が及ばないとされた事件に係

第九条 削除

(特定手続の指定)

する。
判の請求に係るものに限り、証拠保全に係るものを除く。)と判の請求に係るものに限り、証拠保全に係るものを除く。)と、平成十二年一月一日以後に請求された拒絶査定等に対する審掲げる手続(第七号から第十四号までに掲げる手続にあっては十条(令第一条第四十号の通商産業省令で定める手続は、次に

| _ _ (略)

施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。)二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法四、特許法施行規則第九条の二第一項(実用新案法施行規則第

(包括委任状の援用の制限)

用する場合を含む。)の援用をすることはできない。の三第一項(実用新案法施行規則第二十三条第一項において準に係る手続については、前条第一項及び特許法施行規則第九条により届け出た場合の当該届出をした後の当該届出に係る事件の手続及び包括委任状を提出した者が、特許庁長官に様式第七第七条 包括委任状において代理権が及ばないとされた事件に係

(特定手続の指定)

は実用新案登録を受ける権利の承継の届出とする。いて準用する場合を含む。)の規定による特許を受ける権利又第三十四条第四項又は第五項(実用新案法第十一条第二項にお第九条(令第一条第十号の通商産業省令で定めるものは、特許法

掲げる手続とする。 第十条 令第一条第十四号の通商産業省令で定める手続は、次1

| _ _ (略)

(国際出願等を除く。)に係るものに限る。) ニュー第七条の規定による届出 (特許出願又は実用新案登録出願

る代理人(特許出願又は実用新案登録出願(国際出願等を除二十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定によ四 特許法施行規則第九条の二第一項(実用新案法施行規則第

は消滅の届出

「の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しく願人、申請者又は請求人の代理人に限る。次号において同じ含む。)の規定による書換登録の申請又は拒絶査定等に対する審判の請求(令別表の第二欄に掲げる手続を除く。)の出る審判の存続期間の更新登録の出願若しくは商標法附則基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは商標法附則基別の規定による代理人(特許出願、実用新案登録出願、意匠登の規定による代理人(特許出願、実用新案登録出願、意匠登

ことの届出 の規定による代理人に選任されたこと又は代理権が消滅した施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。)二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法工 特許法施行規則第九条の二第二項 (実用新案法施行規則第

六 (略)

| る場合を含む。)の規定による証拠説明書の提出 | 第六項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用す七 | 特許法施行規則第五十条第三項 (意匠法施行規則第十九条

九 特許法施行規則第五十八条の二第一項(意匠法施行規則第一する場合を含む。)の規定による書面の提出 条第六項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用八 特許法施行規則第五十一条第一項(意匠法施行規則第十九

て準用する場合を含む。)の規定による書面の提出第十九条第六項及び商標法施行規則第二十二条第八項において、特許法施行規則第五十八条の十七第一項(意匠法施行規則準用する場合を含む。)の規定による尋問事項書の提出

十九条第六項及び商標法施行規則第二十二条第八項において

十二 特許法施行規則第六十条第一項(意匠法施行規則第十九する場合を含む。)の規定による鑑定の申出条第六項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用十一 特許法施行規則第六十条第一項(意匠法施行規則第十九

| 条第六項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用|| | 特許法施行規則第六十条第一項 (意匠法施行規則第十九

届出任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の(く。)の出願人の代理人に限る。次号において同じ。)の選

る代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したことの届出二十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定によ一 特許法施行規則第九条の二第二項(実用新案法施行規則第

五

六 (略

た書面の提出 たまの場合を含む。)の規定による鑑定を求める事項を記載し

用する場合を含む。)の規定による書面の提出||九条第六項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準十三||特許法施行規則第六十一条の十一(意匠法施行規則第十

用する場合を含む。)の規定による検証の申出れ条第六項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準十四、特許法施行規則第六十二条第一項(意匠法施行規則第十

の請求が特許庁に係属している場合にするものに限る。)成十二年一月一日以後に請求された拒絶査定等に対する審判提出 (平成十二年一月一日以後にされた意匠登録出願又は平-五 意匠法施行規則第六条第一項の規定による特徴記載書の

(願書等の様式)

し又はフレキシブルディスクに記録しなければならない。 第十九条の二及び第二十三条の四において同じ。)から入力の代理人の使用に係るものに限る。第十三条、第十五条第一項の代理人の使用に係るものに限る。第十三条、第十五条第一項の代理人の使用に係るものに限る。第十三条、第十五条第一項の代理人の第三欄に掲げる構式により法第二条第一項の入出力装置(手続をする者又はその者により法第二条第一系の規定において同表の第三欄に掲げる書類にありという。 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定によ第十一条 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定によ

手続

書類名

様式

(願書等の様式)

マスクに記録しなければならない。 第十一条 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定により 第十一条 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定により 第十一条 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定により 第十一条 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定により 第十一条 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定により

_ の _	T	
項の外国語書面出願特許法第三十六条の二第二	までに掲げるものを除く。特許出願(次号から第五号	手続の区分
顧書	顧書	書類名
の 様式 第九	様式第九	様式

				=	-1		
				に規定する特許出願旧特許法第五十三条第四項	の規定による特許出願 お法(以下「旧特許法」と 計法(以下「旧特許法」と 十一号。以下「改正法」と いう。)による改正前の特 許法(昭和六十年法律第四		
				願書	顧書		
				様 式 第 十	様 式 第 九		
ハ の 二	시	비	六	五	四	囯	=1
項の外国語書面出願	特許出願	特許出願	特許出願	に規定する特許出願旧特許法第五十三条第四項	の規定による特許出願旧特許法第四十五条第一項	出願は第二項の規定による特許は第二項の規定による特許を	規定による特許出願特許法第四十四条第一項の
国語書面(計画の外)	要約書	図面	明細書	願書	顧書	顧書	願書
六成式の二第十	六 様 式 第 十	五 様 式 第 十	四 様 式 第 十	三 様 式 第 十	二 様 式 第 十	一 様 式 第 十	様 式 第 十

<u>±</u>	+	+	九	八 の 四	八 の 三	
実用新案登録出願	実用新案登録出願	による実用新案登録出願法第四十四条第一項の規定一条において準用する特許一段は同法第十実用新案法第十条第一項若) 五号に掲げるものを除く。 区別で次項において準用する第 実用新案登録出願(次号及	項の外国語書面出願	頃の外国語書面出願	
要約書	明細書	顧書	願書	面 国 第 十六 特	。 図国語第一 国語書項の に書面 限るの外二 るの外二	図面を除く
十一様 式 第二	九 様 式 第 十	八様 式 第 十	七 様 式 第 十	六 の 式 四 第 十	六 成 の 三 第 十	

						三
						規定による 特許法等の
						はは、第一は、
						高 二
						登条よ法を録第3律の
						規定による意匠登録出願の意匠法第十二条第一項の一号)第三条による改正前法律(平成十年法律第五十法律第五十
						の前十る
						願書
						— — — 就 第 十
		五十	ml +l		-1+1	
一	±	五十一の	四十		= + = 	
特	特許	出項特の許	出頃特の許	出頃特	出頃特	
特許出願の取下げ	特許出願の放棄		切の規定による翻訳文の提 特許法第三十六条の二第二	切の規定による翻訳文の提 特許法第三十六条の二第二	出の規定による翻訳文の提特許法第三十六条の二第二	
の取	が放	に三よ十	に当	に三	に三よ十	
下 げ	棄	る (六 翻 (条	る六翻条	る 六 翻 条	る (六 翻 (条	
		訳の文	訳の文	訳の文	訳の文	
		の	の用規	の 男 提二	スの 第 提二	
出願	出願	。 も 約 翻 つ	 〜 の 面 翻 に に 訳	。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・	書 翻	
出願取下書	出願放棄書	。 ものに限る 部まに係る 翻訳文(要	 のに限る。 翻訳文(図	。 ものに限る 翻書に係る 翻訳文(明	書翻訳文提出	
-						
十様二式第二	十一様 一式 第二	十様の式	十様の式四第二	十様の式三第二	十様の式二第二	
第二 二	売	四年		二年	— 売 	

四					
令第一条第四十一号に規定 を第一条第四十一号に規定 を第一条第四十一条第二項に を第一条第四十一号に規定					
手 続 補 正 書					
二 様 式 第 十					
-					
二 十九の 十九の	九	力	++1	十二六	力
令第一条第十五号に規定する特許法第十七条第一項若しくは第三項(法第四十一条第二項において準用する 家法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第三項若しくは第三項若しくは第六条の二の規定による手続の補正(第二十号の二に掲げる	よる意見書の提出 令第一条第十二号に規定す	査の請求特許出願についての出願審	を受ける権利の承継の届出は第五項の規定による特許特許法第三十四条第四項又の第一条第一項以	期間の延長の請求 「一年のでは、日本	取下げ 規定による優先権の主張の 規定による優先権の主張の
手続補正書	意見書	求書 出願審査請	変更届名義	求 割 間 延 長 請	書権基づくの出版に
十一様七式の第二	十様七式第二	十様 六式 第二	十 様 五 式 第 二	十一様四十二年	十 様三 式第二

-			
六	五		
マ第一条第四十三号に規定 マ第一条第四十三号に規定 京は高標を はる証明の請求のうち特許 はる証明の請求のうち特許 はる証明の請求のうち特許 はる証明の請求のうち特許 はる証明の請求のうち特許 は高標を はる は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	令第一条第四十三号又は第 一項又は商標法第七十二条 第百八十六条第一項(実用 が、意匠法第六十三条第 一項又は商標法第七十二条 第一項の規定による証明の は前標法第七十二条第 一項又は商標法第七十二条第 一項又は商標法第七十二条第 一項又は商標法第一項(実用		
請 優 求 先 書 権 証 明	証明請求書		
四 様 式 第 十	三 様 式 第 十		
四二十の	= <u>-</u>	= <u>-</u> + 0	=
四 令第一条第十七号に規定す	二十の 令第一条第十七号又は第十二十の 令第一条第十七号又は第十二十の 次号に掲げるものを除く。 次号に掲げるものを除く。)	二 続の補正 による手 に出てよる手	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
		<u>の</u>	

tl	
マ第一条第四十五号に規定 マ第一条第四十五号に規定 京第のうち磁気テープをも 原簿のうち磁気テープをも 原簿のうち磁気テープをも 原簿のうち磁気テープをも 原簿のうち磁気テープをも	カ百年十二月十四日にブラ 大月二日にワシントンで、千九百五十八年十月二日にロンドンで、千九百三十四日にカーカー 1 一月六日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日がの締結国又は特許は関する千八十三年三月二十日のパーカの締結国又は特許は関する千八十三条の二第二項の特定国では特許法第四において優先権を主張するのよりでは商標を主張するのよりでは、千世ののよりでは、千世ののは、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 で
付 請	
五 様 式 第 十	
五 二 十 の	
第、実用新案原簿、意匠原第、実用新案原簿、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五条)第一項の規定による特許原の規定による特許原の規定による特許法第百八十六条第一項の規定による特許法第百八十六条第一号)第六十三条第一項の規定による特許法第百八十六条第一時、第一項の規定による特許法第百八十六条第一時、第一項の規定による特許法第百八十六条第一時、第一項の規定による特許法第百八十六条第一時、第一項の規定による特許法第百八十六条第一時、第一項の規定による特許法第百八十六条第一時、第一項の規定は表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	求 の書類についての正明の計画には、千九百三十四日にストックホルムにロンドンで、千九百六十七年七に日ンに対する千八百八十三に日ンに対する千八百八十三に日ンに対して、100。以下同じ。)の同盟国又は特許法第四十三の二第二項の特定国におりの同盟である。以下同じ。)の同盟の計画を主張するためを対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を
付 請書 求 類 項 交 記	
十 様 八 式 の 第 五 二	

-				
	+1	九	Л	
おより 特許権の設定の登録を受け が。)の規定による特許料 でおいて準用する場合を含 の申出」という。)のうち がの制力に際しての申出(以下この条において「納付 の申出(という。)のうち	定による書類の交付の請求する法第十二条第二項の規令第一条第四十七号に規定	求 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	求 マ第一条第四十六号に規定 で第一条第四十六号に規定 で第一条第四十六号に規定	類の交付の請求
書 特 許 料 納 付	請類の 要項 で 対 で 対 記載 記載	閲覧 請 す の	請り 録事項の関 関 関関	
九 様 式 第 十	八 様 式 第 十	七 様 式 第 十	六 様 式 第 十	
= + -	ハ <u>ニ</u> + の	七二 十 の	六二 十 の	
おおいて 特許権の設定の登録を受け 特許権の設定の登録を受け 特許権の設定の登録を受け の申出」という。)のうち 特許権の設定の登録を受け	定による書類の交付の請求する法第十二条第二項の規令第一条第二十一号に規定	事項についての閲覧の請求による同項第二号に掲げるる法第十二条第一項の規定令第一条第二十号に規定す	事項についての閲覧の請求による同項第一号に掲げるる法第十二条第一項の規定	請求 では できません では でき で で で で で で で で で で で で で で で で で
書 特 許 料 納 付	請類の 諸類の 交付 で付 で付 で付	閲覧請求書の	請して	
十 札 九 第 二	十八の八二	十一様一八の二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	十一様一八の六二	

力	七	十	力	十四	+		#
ける者がするもの 間を更新した旨の登録を受 納付の申出のうち防護標章	に商標権者がするもの存続期間の満了前五年まで納付の申出のうち商標権の	がするものがするものがするもの登録を受ける者は防護標章登録に基づく権納付の申出のうち商標権又	がするもの納付の申出のうち意匠権者	設定の登録を受ける者がす いのではある。 のでは、	権者がするもの納付の申出のうち実用新案		がするもの納付の申出のうち特許権者
書 登 録料納付	書 登 録料納付	書 登 料納付	書 登 料納付	書登料納付	書録納付		書 特 許 納 付
十 様 六 式 第二	十 様 五 式 第 二	十 様 四 式 第 二	十様三式第二	十 様 二 式 第 二	十一様 一一式 第二		十一様 式第二
 		1+4	二十六	二十五	四十二	=+1	<u> </u>
ける者がするもの 問を更新した旨の登録を受 納付の申出のうち防護標章	に商標権者がするもの存続期間の満了前五年まで納付の申出のうち商標権の	がするものがするものがするもの登録を受ける者は防護標章登録に基づく権納付の申出のうち商標権又	がするもの納付の申出のうち意匠権者	設定の登録を受ける者がす いのではある。 おけの申出のうち意匠権の	権者がするもの納付の申出のうち実用新案	実用新案技術評価の請求	がするもの納付の申出のうち特許権者
書録料納付	書録料納付	書録料納付	書録料納付	書録料納付	書録料納付	書 術評価請求	書特許納付
十一様 六一第 三	十五の 二三	十様五式第		十二式第三	十二 様 式 第三	十一	十一様 式 第 三

			뒤	九
			前条第三号に規定する第七 表の第二欄に掲げる手続(平成十二年一月一日以後に する審判が特許庁に係属し する審判が特許庁に係属し する審判が特許庁に係属し でいる場合にするものを除く。	 特定手続を行った旨の申出 大情報処理組織を使用して 特定手続を行った旨の申出
			援包用括制 医压力	手 続 補 足 書
			十 様 八 式 第 二	十 様 七 式 第 二
=+=	= + =	= + -	튀	二 十 九
前条第六号に規定する特許	消滅したことの届出任されたこと又は代理権が項の規定による代理人に選済の規定による代理人に選別条第五号に規定する特許	消滅の届出 理権の内容の変更若しくは 任若しくは変更又はその代 任若しくは変更又はその代 の規定による代理人の選 が発ののでではる特許	出願に係るものに限る。) 出願に係るものに限る。)	に限る。) 「特定手続を行った旨の申出 特定手続を行った旨の申出 特定手続を行った旨の申出 ではいい。 「特許出願、請求その他特 ではいい。 に限る。)
優先審査に	任)相理人受任	権 変更 (代理人理人理性) (代理人要任) (代理人理任)	援 包 用 括 制 委 限 ば 状 に ば ば ば に は に は に は に は に し れ に し れ に し れ に れ に れ に れ に れ に れ に	手 続 補 足 書
様式第四	十 様 式 第 四	十 札 式 第 三	十 様 八 式 第 三	十様七式第

す 七 令 る 号 手 に 規 規 定 第	手続の区分	第 2 第 7
を受けようとする旨を を受けようとする旨を を受けようとする旨を を受けようとする旨を を受けようとする旨を を受けようとする旨を を受けようとする旨を を受けようとする旨を	書	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
「東京 特許法第三十条第一項 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東	記載事項	(用 を 受 け よ う と す る に
		」 掲願書次よ 場 求│ ────────────────────────────────
す 三 令 三 号 三 手 に 続 規 条 定 第	手続の区分	2 第二十号 第二十号 第二十号 7 第二十号 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1
特許法第三十条第四項 (実用新案法第十一条 第一項において準用する 場合を含む。)の規定 の適用を受けようとす の適用を受けようとす	書	法施行規則第三十一条の三 関する事情 十の二
特許法第三十条第一項 で いて準用する場合を含む。)の規定の適用を が。)の規定の適用を で の が の が の が の が の が の り の り の り の り の り	記載事項	規則第三十一条の三 関する事情 十の二 中の規定による優先審 説明書 一

定す マ第 つ ラ で ま に 規 第	する手続 完 規定	する手続 規定 定	する 手に 規定 第
項(同法第四十三条第一項(同法第十五条第一項、意匠 第十一条第一項、意匠 第十一条第一項、意匠 第十一条第一項、意匠 (同法第六十八条第一項 (同法第六十八条第一項 (同法第六十八条第一項 (同法第六十八条第一項 (同法第六十八条第一項 (同法第六十八条第一項 (同法第六十八条第一項 (同法第六十八条第一項 (同法第六十八条第一項 (同法第六十八条第一項 (同法第六十八条第一項 (同法第六十八条第一項 (同法第一 (同法第一 (同述第一 (回述第一 (同述第一 (回述》 (回述	面条第四項に規定する書祭第四項に規定する書場が表第四十一条第四	書面 お標法第九条第二項の 問標法第九条第二項の	記載した書面 記載した書面
中条第一項、意匠法第 「同法第十一条第一項、 「同法第十五条第一項、 「同法第十五条第一項及び 「同法第十三条第一項及び 「同法第六十八条第一項 「同法第六十八条第一項及び 「同法第六十八条第一項及び 「同法第六十八条第一項及び 「同法第二項、意匠 「同法第二項、意匠 「一条第一項及び 「日本のの 「日本の 「	する旨の規定により、条第一項の規定により項又は実用新案法第八項の規定により	とする旨 規定の適用を受けよう の標法第九条第一項の	とする旨 規定の適用を受けよう の通用を受けよう
す 五 令 る 号 手 に 規 泉 定 第 定 規 第	する第一		
東田 (同法第四十三条第一年) 及び実用新案法第一項(同法第四十三条ので、) 及び実用新案法第で、) 及び実用新案法第ので、) に規定する場合を含む。 (同法第四十三条のので、) に規定する場合を含むので、) に規定する場合を含むので、) に規定する場合を含むので、) に規定する場合を含むので、) に規定する場合を含むので、) に対して、) に対し	面 条第四項に規定する書 項又は実用新案法第八 特許法第四十一条第四		
東京 (国法第四十三条第一年 (同法第四十三条の) に規定する優先権を 学用する場合を含む。)に規定する優先権を で準用する場合を含む。)に規定する優先権を からい (国法第四十三条第一項において (国法第四十三条第一項において (国法第四十三条第一項 (国法第四十三条第一項 (国法第四十三条第一) に対しようとする旨	東京 の の の の の り の り の は に より は 実 用 新 の 規定 に より は 実 用 新 来 ま に よ り は に よ の は に よ の は に よ の は に に よ の は の は の は の は の に の は の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の の の の の の の の の の の の		

十三号に規	定 十 令 す 二 る 号 に 条 続 規 第	
三項(同法第五十条第一意匠法第十七条の三第	に規定する書面 において準 においてを にはいてを にはいてを にはいでを にはいて にはいてを にはいて にはい にはい にはい にはい にはい にはい にはい にはい	大五条第一項及び商標 大田の 大田の 大田の 大田の 大田の 大田の 大田の 大田の
三項(同法第五十条第一意匠法第十七条の三第	田特許法第五十三条第 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年	十五条第一項及び商標 大五条第一項及び商標 はようとする場合を含む。)に おいて 準用する場合を含む。)に カンマ において 準用する場合を は できる 場合を は できる 場合を きまる 場合を きまる 場合を きまる しょうとする しょうとする しょうとする しょうとする しょうとする しょうとする しょうとする しょうとする しょうとする は できる は は できる は は できる は にん は にん は にん は にん できる は できる は できる は にん は に
	す 六 令 る 号 第 手 に 続 規 条 定 第	
	条第 旧特許法第五十三条第 操	

定する手続 十四号に規 条第一条第 定する手続 意匠法第十四条第 準用する場合を含む。 する場合を含む。 第二項 (同法第六十八 項 場合を含む。 る場合を含む。 の規定による書面 合を含む。 項において準用する場 び同法第六十八条第四 条第五項において準用 法第五十五条の二第三 項(同法第六十八条第 標法第十七条の二第 |項において準用する 項 (同法第五十七条 に規定する書面 (同法第六十条の) 項において準用す) において) 及び同 項 の規定による秘密にす意匠法第十四条第二項 たい旨 準用する場合を含む。 合を含む。) において 項において準用する場 する場合を含む。 条第五項において準用 法第五十五条の二第三 場合を含む。 項 (同法第六十八条第 標法第十七条の二第一 る場合を含む。 ることを請求する期間 の規定の適用を受け 同法第六十八条第四 |項において準用する 項 (同法第五十七条 |項 (同法第六十八 同法第六十条の一 項において準用す) 及び同

(入出力装置の届出)

第十五条

(略)

2 前項の届出は、 様式第二十九によりしなければならない。

入出力装置等の変更の届出等)

第十七条の第十五条の届出をした者は、 滞なく、様式第三十によりその旨を特許庁長官に届け出なけれったとき又は届け出た入出力装置の使用を廃止するときは、遅汁七条(第十五条の届出をした者は、届け出た事項に変更があ

(入出力装置の届出)

第十五条 2 前項の届出は、 (略) 様式第四十一によりしなければならない。

(入出力装置等の変更の届出等)

第十七条 ったとき又は届け出た入出力装置の使用を廃止するときは、遅汁七条 第十五条の届出をした者は、届け出た事項に変更があ 滞なく、 様式第四十二によりその旨を特許庁長官に届け出なけ

2 3 ばならない。 (略)

(識別カードの再交付の請求

(略)

2 らない。 前項の規定による請求は、 様式第三十一によりしなければな

3 (略)

第十九条 (物件の提出) (略)

規定する法人であることを証明する書面 商標法第七条第三項の規定により提出すべき同条第一項に 意匠法第六条第二項の規定により提出するひな形又は見本

項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場 法施行規則第二十三条第一項、 意匠法施行規則第十九条第 合を含む。) の規定により提出すべき代理権を証明する書面 特許法施行規則第五条第一項 (実用新案法施行規則第二十 特許法施行規則第四条の三 (第五条の二第二項、 実用新案

五 定により提出すべき特許を受ける権利の承継を証明する書面規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。)の規 規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。)の規三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行 項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第特許法施行規則第六条(実用新案法施行規則第二十三条第

二十二条第一項において準用する場合を含む。) の規定によ り提出すべき第三者の許可、 認可、 同意又は承諾を証明する

規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標 定により提出すべき代表者であることを証明する書面 特許法施行規則第二十七条第一項(実用新案法施行規則第 特許法施行規則第八条第一項 (実用新案法施行規則第二十 一項及び商標法施行) の規

> 2 3 ればならない。 (略)

(識別カードの再交付の請求)

第十八条 (略)

2 らない。 前項の規定による請求は、 様式第四十三によりしなければな

(略

3

(物件の提出)

第十九条 (略

出すべき特許を受ける権利の承継を証明する書面 三条第一項において準用する場合を含む。) の規定により提 案法施行規則第二十三条第一項において準用する場合を含む 特許法施行規則第五条第一項 (実用新案法施行規則第二十 特許法施行規則第四条の三 (第五条の二第二項又は実用新)の規定により提出すべき代理権を証明する書面

き第三者の許可、認可、同意又は承諾を証明する書面 特許法施行規則第六条 (実用新案法施行規則第二十三条第 項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべ

四 三条第一項において準用する場合を含む。) 出すべき代表者であることを証明する書面 特許法施行規則第八条第一項 (実用新案法施行規則第二十 の規定により提

五 特許法施行規則第二十七条第一項(実用新案法施行規則第

、意匠法第三十六条及び商標法第三十五条(同法第六十八条あること、特許法第七十三条第二項(実用新案法第二十六条 律第八十九号)第二百五十六条第一項ただし書の契約がある 合を含む。 第三項において準用する場合を含む。 の規定により提出すべき届出人の権利について持分の定めが 施行規則第二十二条第四項において準用する場合を含む。 ことを証明する書面 一十三条第四項、) の定めがあること、又は民法 (明治二十九年法 意匠法施行規則第十九条第二項及び商標法)において準用する場

めがあることを証明する書面 の規定により提出すべき特許出願人の権利について持分の定 施行規則第二十二条第四項において準用する場合を含む。 二十三条第四項、意匠法施行規則第十九条第二項及び商標法特許法施行規則第二十七条第三項 (実用新案法施行規則第

(略)

(略) (略)

三条第一項又は商標法施行規則第九条の二第二項の規定によ 特許法施行規則第三十二条第二項、 意匠法施行規則第十

り提出すべき証拠物件

する場合を含む。 条第六項及び商標法施行規則第二十二条第八項において準用 特許法施行規則第五十条第一項(意匠法施行規則第十九)の規定により提出すべき証拠物件

十四四 承諾を証明する書面 商標法施行規則第二十条第二項の規定により提出すべき

(略)

(略)

2 号に掲げる物件を提出する場合は、 掲げる物件を提出する場合は、 二によりしなければならない。 前項第一号から第九号まで及び第十 様式第三十二により、 特許法施行規則樣式第二十 号から第十六号までに 同項第十

> 特許法第七十三条第二項(実用新案法第二十六条において準 り提出すべき届出人の権利について持分の定めがあること、 二十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定によ 約があることを証明する書面 十九年法律第八十九号)第二百五十六条第一項ただし書の契 用する場合を含む。)の定めがあること、又は民法 (明治二

二十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定によ とを証明する書面 り提出すべき特許出願人の権利について持分の定めがあるこ 特許法施行規則第二十七条第三項 (実用新案法施行規則第

뉘치시님 (略) (略) 略

証拠物件 特許法施行規則第三十二条第二項の規定により提出すべき

(略)

2 げる物件を提出する場合は、 によりしなければならない。 に掲げる物件を提出する場合は、 前項第一号から第七号まで及び第九号から第十一 様式第四十四により、 特許法施行規則樣式第二十二 同項第八号

十九条の二(持許法施行規則第二十七条の五第一項(実(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第十九条の二 特許法施行規則第二十七条の五第一項 (実用新案 和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「 規定する配列表についての補正をする場合であって、その配列 いて準用する場合を含む。 るフレキシブルディスクを提出することを要しない。 令第二条第三項の規定にかかわらず、前条第一項第十号に掲げ 式により入出力装置から入力することにより提出するときは、 交換用漢字符号系。以下「日本工業規格X 二 八号」という 日本工業規格」という。) × 二 八 (昭和五十八年) (情報 表を特許庁長官の定める技術的基準に従って工業標準化法(昭 願又は同条第三項(実用新案法施行規則第二十三条第四項にお 法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。 定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様 二十九条の二において同じ。)に規定する配列表を含む特許出法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第)に定める文字コードを用いて作成し、かつ、第十一条の規 第二十九条の二において同じ。) に

(物件を提出する期間)

頭の入力をした日、その他の物件を提出する場合は三日とする「八条第一項第一号に掲げる物件を提出する場合は令第二条第一第二十条 令第二条第三項の通商産業省令で定める期間は、第十二

(特定手続を行った旨の申出)

(特定処分等の指定)

十二年一月一日以後に請求された拒絶査定等に対する審判の請手続は、次に掲げる手続(令別表の第二欄に掲げる手続(平成第二十三条 令第三条第一号及び第二号の通商産業省令で定める

第十九条の二 特許法施行規則第二十七条の五第一項 (実用新案 。) に定める文字コードを用いて作成し、かつ、第十一条の規 式により入出力装置から入力することにより提出するときは、 交換用漢字符号系。以下「日本工業規格× 二 八号」という 和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「 表を特許庁長官の定める技術的基準に従って工業標準化法(昭 規定する配列表についての補正をする場合であって、その配列 二十九条の二において同じ。) に規定する配列表を含む特許出 るフレキシブルディスクを提出することを要しない。 令第二条第三項の規定にかかわらず、前条第一項第八号に掲げ 定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様 日本工業規格」という。) × 二 八 (昭和五十八年) (情報 いて準用する場合を含む。 願又は同条第三項 (実用新案法施行規則第二十三条第四項にお 法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。 (塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例) 第二十九条の二において同じ。) に

(物件を提出する期間)

とする。第二条第三項の通商産業省令で定める期間は、三日

(特定手続を行った旨の申出)

ければならない。 用して特定手続を行った旨の申出は、様式第四十四によりしな第二十二条 令第二条第四項の規定による電子情報処理組織を使

(特定処分等の指定)

する。 手続は、次に掲げる手続 (国際出願等に係るものを除く。)と第二十三条 令第三条第一号及び第二号の通商産業省令で定める

のを除く。)とする。 求が特許庁に係属している場合にする手続を除く。)に係るも

- 一 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人、商標登録出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人、商標の規定による届出 に関する特許法第十四条ただし書(実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項で開する特許法第十四条ただし書(実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第一十七条第二項では商標法所則第三条がの書換登録の申請者又は拒絶査定等に対する審判の請求人に関する特許法第十四条ただし書(実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第二条の指導を含む。
- 請に関する手続の受継の申立て第二十三条において準用する場合を含む。)の書換登録の申間の更新登録の出願又は商標法附則第三条第一項(同法附則願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期願、防護標章登録出願、高匠登録出願、商標登録出
- ることを証明する書面の提出おいて準用する場合を含む。)に規定する発明又は考案であ項又は第三項(これらの規定を実用新案法第十一条第一項にて準用する場合を含む。)の規定による特許法第三十条第一項におい三 特許法第三十条第四項(実用新案法第十一条第一項におい三

四項の規定による届出 標及び商品又は役務であることを証明する書面の提出 標及び商品又は役務であることを証明する書面の提出 標及び商品又は役務であることを証明する書面の提出 高標法第九条第二項の規定による同条第一項に規定する商五 商標法第九条第二項の規定による同条第一項に規定する商

七 特許法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第三項(実

場合を含む。)の規定による届出条ただし書(実用新案法第二条の五第二項において準用する一、特許出願人又は実用新案登録出願人に関する特許法第十四

| | 特許出願又は実用新案登録出願に関する手続の受継の申立

て

る書面の提出 場合を含む。)に規定する発明又は考案であることを証明す項又は第三項(実用新案法第十一条第一項において準用するて準用する場合を含む。)の規定による特許法第三十条第一一 特許法第三十条第四項(実用新案法第十一条第一項におい

て準用する場合を含む。)の規定による届出案法第十一条第二項において準用する場合を含む。)におい四、特許法第三十九条第七項(同法第三十四条第七項(実用新

五 特許法第四十三条第二項 (同法第四十三条の二第三項 (実

第十三条第一項(同法第六十八条第一項において準用する場用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法 第十一条第一項、 合を含む。 において準用する場合を含む。) の規定による書類の提 |項 (同法第六十八条第一項において準用する場合を含む において準用する場合を含む。 意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条3いて準用する場合を含む。)、実用新案法

る発明又は考案であることを証明する書面の提出 特許法第三十条第一項又は第三項(これらの規定を実用新案 法第十一条第一項において準用する場合を含む。 の十六第六項において準用する場合を含む。 項並びに実用新案法第四十八条の十五第三項及び第四十八条 特許法第百八十四条の十四(同法第百八十四条の二十第六)の規定による)に規定す

第五十五条第三項、 条において準用する場合を含む。 る場合を含む。) 及び同法附則第十七条 (同法附則第二十三 法第五十六条第一項 (同法第六十八条第四項において準用す 求めに応じて提出する書類その他の物件の提出 十七条第二項において準用する場合を含む。 特許法第百三十四条第四項 (意匠法第五十二条並びに商標) の審尋又は特許法第百九十四条第一項 (実用新案法 意匠法第六十八条第二項及び商標法第七)において準用する場合を)の規定による

十九条第一項の規定による情報の提供 特許法施行規則第十三条の二第一項又は商標法施行規則第

(略) (略)

特許法第十七条第 (略)

いて準用する場合を含む。 項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条にお 意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項 (同法第六 次号において同じ。 意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二 若しくは特許法第百三十三条第二項 項若しくは第三項(法第四十一条第 において準用する場合を含む。

> び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。 用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。 の規定による書類の提出

物件の提出 において準用する場合を含む。 特許法第百九十四条第一項(実用新案法第五十五条第三項)の規定による書類その他の

七 特許法施行規則第十三条の二第一項の規定による情報の提

뉘치시 (略略)

の | 第 の補正又はこれらの補正の補正 |項において準用する場合を含む。 特許法第十七条第一 項若しくは第三項の規定による前各号に掲げる手続 項若しくは第三項 又は実用新案法第二条 法第四十一 条第

各号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正 準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定による前 準用する場合を含む。)、実用新案法第二条の二第一項若し おいて準用する場合を含む。)、実用新案法第二条の二第一項若し おいて準用する場合を含む。次号において同じ。)において し。)及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条に し。)及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条に

四十一号に掲げるものを除く。)

とする。

する手続及び第三十四条の二に規定する特許料等の納付の申出する手続及び第三十四条の二に規定する特許料等の納付の申出2。 令第三条第三号の通商産業省令で定める手続は、前項に規定

(特定通知等の指定)

、第二十三条第一項各号に掲げる手続とする。 第二十三条の三 令第六条第一号の通商産業省令で定める手続は

- 第二項に掲げる手続とする。 2 令第六条第二号の通商産業省令で定める手続は、第二十三条
- | 4 | 令第六条第十一号の通商産業省令で定める通知は、特許法施

特定通知等の指定)

める手続は、第二十三条各号に掲げる手続とする。第二十三条の三 令第六条第一号及び第二号の通商産業省令で定

の送付とする。
る補正の却下(国際出願等に係るものを除く。)の決定の謄本規則第三十七条に規定する特許法第五十三条第一項の規定によー令第六条第九号の通商産業省令で定める通知は、特許法施行

2

す る。 行規則第四十八条第二項 (意匠法施行規則第十九条第六項及び 商標法施行規則第二十二条第八項において準用する場合を含む に規定する審判官又は審判書記官の指定又は変更の通知と

5

第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法 とする。 四項において準用する場合を含む。 第五十二条並びに商標法第五十六条第一項 (同法第六十八条第 準用する場合を含む。 びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項 項において準用する場合を含む。 手続又は第二十三条に規定する手続の却下の処分の謄本の送達 する場合を含む。 条の五第三項 (実用新案法第四十八条の五第三項において準用 含む。) において準用する場合を含む。) 、特許法第百八十四 第十七条第一項 (同法附則第二十三条において準用する場合を 同法附則第二十三条において準用する場合を含む。 合を含む。 法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第 行規則第十六条 (実用新案法施行規則第二十三条第 六十八条第四項において準用する場合を含む。 二十三条において準用する場合を含む。 項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。 令第六条第十九号の通商産業省令で定める送達は、 いて準用する場合を含む。 (意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項 (同法第 実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並 特許法第十八条の二第一項 (法第四十一条第1 若しくは同法第二条の三の規定による特定) 、特許法第百三十三条第三項 (意匠法 特許法第百三十三条の二第) 及び同法附則第十七条第 に規定する特許法第十八条)において準用する場) 及び同法附則) において 項 特許法施 意匠 3

行規則第十五条第二項 (実用新案法施行規則第二十三条第一項令第六条第二十号の通商産業省令で定める通知は、特許法施 意匠法施行規則第十九条第 項において準用する場合を含む。 項及び商標法施行規則第二十二)の規定による返還の

6

準用する場合を含む。 の謄本の送達とする。 定による特定手続又は第二十三条に規定する手続の却下の処分 おいて準用する場合を含む。 規則第十六条(実用新案法施行規則第二十三条第一項において 項 条第二項において準用する場合を含む。 令第六条第十号の通商産業省令で定める送達は、 法第四十一条第二) に規定する特許法第十八条 (法第四十 |項及び実用新案法第二条の五第二項に 又は実用新案法第二条の三の規 第十八条の二第 特許法施行

際出願等に係るものを除き、 において準用する場合を含む。)の規定による返還の通知(国行規則第十五条第二項(実用新案法施行規則第二十三条第一項 令第六条第十一号の通商産業省令で定める通知は、 審査 (特許法第百六十二条の規定 特許法施

4

通知とする。

送付とする。 案法施行規則第九条の規定による実用新案技術評価書の謄本の7 令第六条第二十一号の通商産業省令で定める通知は、実用新

(特許法施行規則等の適用除外)

おいて準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。「行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項に八条第一項(実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施を使用して行う通知又は命令にあっては、特許法施行規則第十第二十三条の五 法第五条第一項の規定により電子情報処理組織

(提出物件票等)

その代理人)の氏名又は名称(代理人により当該特定手続を行うときは、)

二 (略)

2 (略)

(フレキシブルディスクに添付する物件)

式第二十二により作成した物件提出書を当該フレキシブルディス第二十二により作成した手続補でに掲げる物件については様式第三十二により作成した手続補九条第一項第一号から第九号まで及び第十一号から第十六号ま該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当第二十九条(令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出

による審査を除く。)に係るものに限る。)とする。

等に係るものを除く。)の謄本の送付とする。 法施行規則第九条の規定による実用新案技術評価書(国際出願5 令第六条第十二号の通商産業省令で定める通知は、実用新案

(特許法施行規則等の適用除外)

用する場合を含む。)の規定は、適用しない。 八条第一項 (実用新案法施行規則第二十三条第一項において準を使用して行う通知又は命令にあっては、特許法施行規則第十第二十三条の五 法第五条第一項の規定により電子情報処理組織

(提出物件票等)

、その代理人)の氏名又は名称(一手続をする者(代理人により当該特定手続等を行うときは)

二 (略)

2 (略)

(フレキシブルディスクに添付する物件)

第二十二により作成した物件提出書を当該フレキシブルディス書を、同項第八号に掲げる物件については様式第四十四により作成した手続補足九条第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十二号まで該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当第二十九条(令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出

スクに添付しなければならない

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特別)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の規定によるフレキシブルディスクに記録して提出するときは、前条の規定にある文字コーだが、までは、の補正をする場合にあって、その配列表を特許庁長官の定める別表を含む特許出願又は同条第三項に規定する配列表について別表を含む特許出願又は同条第三項に規定する配列表について、場上により特許法施行規則第二十七条の五第一項に規定する配第二十九条の二 令第八条の規定によるフレキシブルディスクの (塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

)(指定情報処理機関に対してする磁気ディスクへの記録の求め

を記載した書面を提出しなければならない。 ことを求める者は、指定情報処理機関に対し、次に掲げる事項く。)に係る書面に記載された事項を磁気デイスクに記録する 定情報処理機関に対し特定手続(令第九条に規定する手続を除・デ三十四条 法第七条第一項及び第九条第三項の規定により、指

(略)

三次のいずれかの番号

国書換登録申請の番号(ただし、書換登録申請の番号が通

クに添付しなければならない。

(指定情報処理機関に対してする磁気ディスクへの記録の求め

(略)

特許出願又は実用新案登録出願の区別

る書面の提出の年月日 特定手続(令第九条に規定する手続を除く。) の提出に係

た整理番号)又は実用新案登録の番号ときは、特許出願若しくは実用新案登録出願の願書に記載し出願若しくは実用新案登録出願の番号の通知がされていない四 特許出願若しくは実用新案登録出願の番号(ただし、特許

2 第三十九条 2 第三十八条 第三十六条 第三十四条の二 六によりしなければならない。 ればならない。 合を含む。)の規定による予納は、 ればならない。 る見込額からの納付を除く。)とする。 合を含む。)の規定による届出は、 に掲げる手続 (法の施行の日前にされたもの及び法第十五条第 (予納届をした者の地位の承継) (予納の届出) (見込額からの特許料等又は手数料の納付の申出の様式) (予納) (特定手続以外の特定手続等の指定) 項(法第十六条において準用する場合を含む。 ヘホ (略) (略) 番号) 知されていないときは、 (略) 商標登録の登録番号 意匠登録の登録番号 審判の番号 実用新案登録の登録番号 (略) 令第十九条第三項の規定による届出は、 法第十四条第一 法第十四条第二項 (法第十六条において準用する場 令第十一条の通商産業省令で定める手続は、 一項 (法第十六条において準用する場 書換登録の申請書に記載した整理 様式第三十五によりしなけ 様式第三十四によりしなけ)の規定によ 様式第三十 次 第三十九条 第三十八条 第三十六条 第三十四条の二 令第十一条の通商産業省令で定める手続は、次 2 2 (予納) ればならない。合を含む。)の規定による届出は、 五 ればならない。 によりしなければならない。 合を含む。)の規定による予納は、 額からの納付を除く。)とする。 法第十六条において準用する場合を含む。) の規定による見込 (予納の届出) に掲げる手続 (施行日前にされたもの及び法第十五条第一項 ((予納届をした者の地位の承継) _ ~ 九 (特定手続以外の特定手続等の指定) (見込額からの特許料等又は手数料の納付の申出の様式) (略) (略) (略) (略) 令第十九条第三項の規定による届出は、 法第十四条第一項 (法第十六条において準用する場 法第十四条第二項 (法第十六条において準用する場 様式第四十九によりしなけ 様式第四十八によりしなけ 樣式第五十

式によりしなければならない。は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に掲げる様際しての申出(以下この条において「納付の申出」という。)を含む。次項において同じ。)の規定による特許料等の納付に四十条 法第十五条第一項(法第十六条において準用する場合

- がするもの(様式第十九)・特許料の納付の申出のうち特許権の設定の登録を受ける者
- 四(登録料の納付の申出のうち意匠権の设定の登録を受ける者)(付の申出)様式第二十一(一日の申出)様式第二十一(一一登録料及び実用新案法第三十三条第二項の割増登録料の納))

がするもの(様式第二十二)四(登録料の納付の申出のうち意匠権の設定の登録を受ける者)

標権者がするもの並びに同法第四十三条第三項の割増登録料で第二項に規定する商標権の存続期間の満了前五年までに商く権利の設定の登録を受ける者がするもの 様式第二十四六 登録料の納付の申出のうち商標権又は防護標章登録に基づ第四十四条第二項の割増登録料の納付の申出 様式第二十三 第四十四条第二項の割増登録料の納付の申出 様式第二十三 第四十四条第二項の割増登録料の納付の申出 がするもの及び意匠法

樣式第二十五

2 (略)

(委任による見込額からの納付の申出)

第四十一条 (略)

ば N。 2 前項に規定する届出は、様式第三十七によりしなければなら

(特許料及び登録料の包括納付の申出)

式によりしなければならない。

、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に掲げる様際しての申出(以下この条において「納付の申出」という。)を含む。次項において同じ。)の規定による特許料等の納付に第四十条 法第十五条第一項(法第十六条において準用する場合

がするもの(様式第五十一特許料の納付の申出のうち特許権の設定の登録を受ける者

付の申出(様式第五十四)三(登録料及び実用新案法第三十三条第二項の割増登録料の納第百十二条第二項の割増特許料の納付の申出(様式第五十二)二(特許料の納付の申出のうち特許権者がするもの及び特許法)

がするもの「様式第五十五」四「登録料の納付の申出のうち意匠権の設定の登録を受ける者」

西納付の申出 様式第五十七の二 第四十四条第二項の割増登録料の納付の申出のうち商標権又は防護標章登録に基づ 大 登録料の納付の申出のうち商標法第四十一条の二第一項及 で第二項に規定する商標権の存続期間の満了前五年までに商 で第二項に対して、第二のに対して、対しで、第二のに対して、対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、対しで、第二のに対しで、第二のに対して、第二のに対して、対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対して、第二のに対しで、

2 (略

(委任による見込額からの納付の申出)

第四十一条 (略)

2

ない。 前項に規定する届出は、様式第五十九によりしなければなら

特許料の包括納付の申出)

「包括納付申出書」という。)を援用してすることができる。庁長官に提出した事件を特定しない納付を申し出る書面(以下る特許料又は登録料の納付の申出については、あらかじめ特許に掲げる特許料又は登録料に係る法第十五条第一項の規定によ第四十一条の二 第四十条第一項の規定にかかわらず、次の各号

- 納付するものを除く。)第三年までの各年分の特許料(審判に係る特許出願について一善特許法第百七条第一項の規定により納付すべき第一年から
- 続期間の更新登録の出願について納付するものを除く。)出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存第二項の規定により納付すべき登録料(審判に係る商標登録三、商標法第四十条第一項又は第六十五条の七第一項若しくは

2

- 申出書が援用されたものとする。ただし、当該謄本の送達があた日から十日を経過した日に第一項の規定により当該包括納付括納付申出書が提出されているときは、当該謄本の送達があっの謄本が送達された場合において、次の各号の一に該当する包4 一の特定特許出願等について特許又は登録をすべき旨の査定

出書」という。)を援用してすることができる。
した事件を特定しない納付を申し出る書面(以下「包括納付申特許料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出特計料の納付の申出については、あらかじめ特許特(審判に係る特許出願及び国際出願等について日七条第一項の規定により納付すべき第一年から第三年までの百七条第一項の規定により納付すべき第一年から第三年までの第四十一条の二 第四十条第一項の規定にかかわらず、特許法第

の氏名その他必要な事項を記載しなければならない。
いての代理人(以下この条において「特定代理人」という。)又はその包括納付申出書の援用による納付に係る特許出願につこの条において「特定出願人」という。)の氏名若しくは名称際出願等を除く。以下この条において同じ。)の出願人(以下際出願等を除く。以下この条において同じ。)の出願人(以下原出願が、その包括納付申出書の援用による納付に係る特許出願(国称、その包括納付申出書には、包括納付の申出をした者の氏名又は名

3 (略)

4

3

(略)

れたものとする。ただし、当該謄本の送達があった日から十日経過した日に第一項の規定により当該包括納付申出書が援用さ提出されているときは、当該謄本の送達があった日から十日をれた場合において、次の各号の一に該当する包括納付申出書が一の特許出願について特許をすべき旨の査定の謄本が送達さ

用しない旨を届け出たときは、この限りでない。定特許出願等の出願人が特許庁長官に当該包括納付申出書を援った日から十日以内に当該包括納付の申出をした者又は当該特

定代理人の表示が一致するもの人の表示と、包括納付申出書に記載された特定出願人及び特ー、当該特定特許出願等の願書等に記載された出願人及び代理

、包括納付申出書(特定代理人が記載されているものを除く二 当該特定特許出願等の願書等に記載された出願人の表示と

該当する包括納付申出書が提出されている場合を除く。)。)に記載された特定出願人の表示が一致するもの(前号に

に該当する包括納付申出書が提出されている場合を除く。)。)に記載された特定代理人の表示が一致するもの(前二号、包括納付申出書(特定出願人が記載されているものを除く三 当該特定特許出願等の願書等に記載された代理人の表示と

(包括納付申出書の様式等)

しなければならない。 2 前条第四項ただし書に規定する届出は、様式第三十九により

(包括納付申出書の取下げ)

を取り下げるときは、様式第四十によりしなければならない。第四十一条の四(包括納付の申出をした者が当該包括納付申出書

(立入検査の身分証明書)

るものとする。 第四十八条 法第二十八条第二項の証明書は、様式第四十一によ

(特許法施行規則の準用)

第六十一条、特許法施行規則第一条、第二条、第七条、第十条、

ときは、この限りでない。が特許庁長官に当該包括納付申出書を援用しない旨を届け出た以内に当該包括納付の申出をした者又は当該特許出願の出願人

人の表示が一致するもの、おいれて、包括納付申出書に記載された特定出願人及び特定代理がある。 当該特許出願の願書等に記載された出願人及び代理人の表

る包括納付申出書が提出されている場合を除く。)記載された特定出願人の表示が一致するもの(前号に該当す納付申出書(特定代理人が記載されているものを除く。)に二 当該特許出願の願書等に記載された出願人の表示と、包括

する包括納付申出書が提出されている場合を除く。)記載された特定代理人の表示が一致するもの(前二号に該当納付申出書(特定出願人が記載されているものを除く。)に三 当該特許出願の願書等に記載された代理人の表示と、包括

(包括納付申出書の様式等)

成しなければならない。 第四十一条の三 包括納付申出書は、様式第五十九の二により作

よりしなければならない。2.前条第四項ただし書に規定する届出は、様式第五十九の三に

(包括納付申出書の取下げ)

ない。を取り下げるときは、様式第五十九の四によりしなければなら第四十一条の四(包括納付の申出をした者が当該包括納付申出書

(立入検査の身分証明書)

ものとする。第四十八条 法第二十八条第二項の証明書は、様式第六十による

(特許法施行規則の準用)

第六十一条 特許法施行規則第一条、第二条、第七条、第十条、

規定による手続に準用する。第十一条の三及び第十三条の規定は、法又は法に基づく命令の

- 基づく命令の規定による手続に準用する。第十条の二、第十一条の三及び第十三条の規定は、法又は法に
- る申出及び第四十条第一項の特許料等の納付に際しての申出に、第十九条第二項に規定する物件の提出、第二十二条に規定す2 特許法施行規則第一条の二の規定は、第七条に規定する届出

準用する。

- 特许法極庁見判等に「心笑管に真り見ごは、第一一条第二一交付に準用する。 - 交付に準用する。 の規定によるファイルに記録されている事項を記載した書類の「特許法施行規則第十八条第二項の規定は、法第十二条第二項

工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成八年通商産業省令第六十四号)(第七条関係)

識別番号の付与)

改

正

第一条第四十三号から第四十五号までに規定する手続であって十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料(特例法施行令登録料、第四十四条第二項に規定する割増登録料若しくは第六 報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。 特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行 ものを除く。)、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録 する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。 第四十条第一項に規定する手数料(特例法第二条第一項に規定 る手数料 (特例法施行令第 する登録料若しくは第七十六条第一 する割増登録料、 項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定 第二項に規定する登録料、 う手続に係るものを除く。 続に係るものを除く。)、意匠法第四十二条第一項に規定する 法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手 条第四十三号から第四十五号までに規定する手続であって特例 条第一項若しくは第二項に規定する手数料(特例法施行令第一 三号から第四十五号までに規定する手続であって特例法第二条 権に関する手続等の特例に関する法律施行令(平成二年政令第 に規定する手続であって特例法第二条第 二百五十八号。 は第百九十五条第一項から第三項に規定する手数料(工業所有 定する特許料、 一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係る 第三十三条第二項に規定する割増登録料若しくは第五十四 現金納付関連規定に基づき、 以下「特例法施行令」という。 第百十二条第二項に規定する割増特許料若しく 第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定 第四十一条の二第一項若しくは第二)、商標法第四十条第一項若しくは 条第四十三号から第四十五号まで 項若しくは第一 特許法第百七条第一 項に規定する電子情)第一条第四十 |項に規定す 特例法 項 に規

(識別番号の付与

現

行

う手続に係るものを除く。)、国際出願法第八条第四項、 一項若しくは第二項に規定する手数料(特例法施行令第一条第第三十三条第二項に規定する割増登録料若しくは第五十四条第 付しようとする者(その者の代理人を含む。 納付に係る工業所有権の手数料等」という。 数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料(以下「現金 出願法施行規則第八十二条第一項若しくは第二項に規定する手 二条第三項若しくは第十八条第一項に規定する手数料又は国際 くは第二項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項ま 若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若し 第四十四条第二項に規定する割増登録料若しくは第六十七条第 ものを除く。)、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料、 二百五十八号。 特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行 に規定する手数料、特例法第四十条第一項に規定する手数料(項に規定する登録料若しくは第七十六条第一項若しくは第二項 でに規定する割増登録料、第六十五条の七第一項若しくは第二 第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係る 十七号から第十九号までに規定する手続であって特例法第二条 を除く。)、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料、 項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るもの 号から第十九号までに規定する手続であって特例法第二条第一 権に関する手続等の特例に関する法律施行令(平成二年政令第 は第百九十五条第一項から第三項に規定する手数料(工業所有 定する特許料、 一項若しくは第二項に規定する手数料、商標法第四十条第一項 現金納付関連規定に基づき、 第百十二条第二項に規定する割増特許料若しく 以下「特例法施行令」という。)第一条第十七 特許法第百七条第一)を現金により納 以下「納付者」と

を請求する場合には、様式第一によりしなければならない。の代理人を含む。以下「納付者」という。)が識別番号の付与数料等」という。)を現金により納付しようとする者(その者する事務に係る手数料(以下「現金納付に係る工業所有権の手第一項若しくは第二項に規定する手数料その他工業所有権に関条第一項に規定する手数料又は国際出願法施行規則第八十二条)、国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八

2~3 (略)

(納付)

2 (略) 第五条 (略)

3

録出願及び当該意匠登録に係る意匠法第十四条第一項の規定にの納付を実用新案登録願の提出により同時に行う場合、意匠登 録出願及び当該実用新案に係る第一年から第三年までの登録料 る補正を誤訳訂正書の提出により同時に行う場合、実用新案登 訂正を目的とする補正及び特許出願に係る請求項の数を増加す 令第三十五号) 和三十五年通商産業省令第三十三号)第十条の二第一項(実用 号)第九条第二項若しくは第三項及び特許登録令施行規則(昭 含む。)、商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三 第三項(実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十 同時に行う場合並びに特許法施行規則第十二条第二項若しくは よる意匠を秘密にすることの請求を意匠登録出願の提出により 新案登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十四号) 商産業省令第十二号)第十九条第一項において準用する場合を 号) 第二十三条第一項及び意匠法施行規則(昭和三十五年通 ;する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合、誤訳の 正及び特許出願又は実用新案登録出願に係る請求項の数を増 納付書により納付しなければならない。ただし、手数料等の 一の手続に係る現金納付に係る工業所有権の手数料等は、 第六条第二項及び商標登録令施行規則 (昭和三 意匠登録令施行規則 (昭和三十五年通商産業省

りしなければならない。いつ。)が識別番号の付与を請求する場合には、様式第一によ

2~3 (略

(納付)

2 (略)

3

第五条

(略)

商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)第九条 五年通商産業省令第十二号)第十四条第二項若しくは第三項、 において準用する場合を含む。)、意匠法施行規則(昭和三十 規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)第二十三条第一項 許法施行規則第十二条第二項若しくは第三項 (実用新案法施行 の納付を実用新案登録願の提出により同時に行う場合並びに特 録出願及び当該実用新案に係る第一年から第三年までの登録料 る補正を誤訳訂正書の提出により同時に行う場合、実用新案登 訂正を目的とする補正及び特許出願に係る請求項の数を増加す 補正及び特許出願又は実用新案登録出願に係る請求項の数を増 含む。)の規定により二以上の届出を一の書面でする場合には 産業省令第三十六号)第十七条第二項において準用する場合を 号) 第六条第二項及び商標登録令施行規則 (昭和三十五年通商 施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十四号)第三条第二 通商産業省令第三十三号) 第十条の二第一項 (実用新案登録令 第二項若しくは第三項及び特許登録令施行規則(昭和三十五年 加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合、誤訳の の納付書により納付しなければならない。ただし、手数料等の 一の手続に係る現金納付に係る工業所有権の手数料等は、 意匠登録令施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第三十五

ければならない。 納付に係る工業所有権の手数料等を一の納付書により納付しな る場合には、その手続をする際に納付しなければならない現金 する場合を含む。)の規定により二以上の届出を一の書面です 十五年通商産業省令第三十六号)第十七条第二項において準用

ない。

工業所有権の手数料等を一の納付書により納付しなければなら

その手続をする際に納付しなければならない現金納付に係る

(出願等の手続)

第六条 (略)

(出願等の手続) (略)

2 第 六 納 条 欄に掲げる様式により特例法第二条第一項の入出力装置から入 八号まで、第十九号の二、第二十号の二又は第二十三号の第四 力しなければならない。 項の表第一号から第五号、第九号、第十号、第十六号から第十 続を特定するための納付書番号を特例法施行規則第十一条第一 第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合 には、 納付者は、 歳入関係事務特例省令別紙第二号の二書式中に定める手 特例法第三条第一項に規定する特定手続を特例法

第九条 条の二及び第十一条の三の規定は、この省令の規定による手続 に準用する。 九条 特許法施行規則第一条、第二条、第七条、第十条(特許法施行規則の準用) 第 十

第九条 特許法施行規則第一条、(特許法施行規則の準用)

十一条の三の規定は、この省令の規定による手続に準用する。 第二条、 第七条、第十条及び第

通商産業省組織規程(昭和二十七年通商産業省令第七十三号)(第八条関係)

三 無効の審判、取消しの審判、訂正の審判及び判定に関し期 を	(において同じ。) の接受及び発送を行うこかの規定により出願書類とみなされるものをのものは (工業所有権に関する手続等の)	理及び決定並びに判定及び鑑定を行う。 許異議の申立て及び商標に関する登録異議申立てについての審2 審判官は、特許、実用新案、意匠及び商標に関し、審判、特第五十条 (略) (審判官) 改 正
三 無効の審判、取消しの審判及び訂正の審判に関し期間延長	3 (略) 1〜三 (略) 2 (略) 1〜三 (略) (国際出願定関する出願書類の接受及び発送を行うこと。 (国際出願室)	理及び決定並びに判定を行う。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3							ш	
(略)	関すること。	律の規定により謄本とみなされるものを含む。) の送達等に	は決定の謄本(工業所有権に関する手続等の特例に関する法	含む。)の作成、証拠調又は口頭審理の期日の通知、審決又	に関する法律の規定によりこれらの書類とみなされるものを	関する記録その他の書類(工業所有権に関する手続等の特例)	四(無効の審判、取消しの審判、訂正の審判、判定及び鑑定に)	間延長の許可、費用額の決定等をすること。
3							四	
(略)					、審決又は決定の謄本の送達等に関すること。	記録その他の書類の作成、証拠調又は口頭審理の期日の通知	無効の審判、取消しの審判、訂正の審判及び判定に関する	の許可、費用額の決定等をすること。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)(附則第九条関係)

		华	笠	∽		1
五一		ポート の	#十条 ((特定手			
(略)	手続の区分	U又はフレキシブルディスクに でではフレキシブルディスクに でででは、 で同表の第三欄に掲げる書類が で同表の第三欄に掲げる書類が でに掲げる手続の区分に応い ででででする様式)	(略)	除	改	
(略)	書類名	に記録しなけれ で で で に に に に に に に に に に に に に			正	
(略)	様式	で 同じ。) が 世 用 に 係 き こ と と さ っ か が れ の 規 に の り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り				
. _		第ずみずの櫻毛が土。	第	第一の第一により		
***		アグラ 欄 テクー 願 に続 の 提 に 掲 の 提 書 マルボース は ば 区 出 が 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	条	同には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般		
(略)	手続の区分	・スクに記録しなければならないる書類に記載すべきこととでいる書類に記載すべきこととでいる書類に記載すべきこととでいる書類に記載すべきこととでいる書類に記載すべきこととでいる。 けい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい い	(略)	を証明する書面の提出を省略よる場合を含む。)の規定によっる場合を含む。)の規定によっる場合を含む。)の規定によっる場合を含む。)の規定によっる場合を含む。)の規定によって、第一条第九号の通商産業省の	現	
(略)	書類名	ない。 (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な)		して行う手続より、承継人で 第三項 (実用)、承継人で 第三項 (実用) (大力)、原継人で (大力)、原継人で (大力)、原 (大力) (大力) (大力) (大力) (大力) (大力) (大力) (大力) (大力) (大力) (大力) (大力) (大力) (大力) (大力) (大力) (大力) (大力)	行	
(略)	様式	又はフレキシ る。第 (手続の) 第 (手 第 (手 第 (手 4) 第 (5) 5) 5) 5) 5) 5) 5) 5) 5) 5)		と る 制 案 法 第 一 項 に お う え こ と と に わ れ と に い い に お い に お い に お い に ら い に ら い と ら い と ら し に り に り と ら し に り と り と り と り と り と り と り と り と り と り		
		十 (略) (略) (略) (略) (一〜十) (略) (略) (略) (略) (報)	(略)	(略) (格) (A) (1	中

ニ + 九 の	十 九	++ ハ ;	
第一項の規定による審判の 第一項の規定による審判の 定する特許法第百二十一条	令第一条第十一号に規定する特許法第五十条(同法第百五十九条第二項(同法第百五十九条第二項(同法第百五十九条第二項(同法第可五十条第五項において第用する場合を含む。)に対して第月では、100元の規定による意見の表第十一号に規定する意見の申立て	(略)	まる期間の延長の請求、令 第一条第八号に規定する特許法第五条第一項若しくは 第一条第八号の二に規定する特許法第五条第一項若しくは では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では
審判請求書	意 見 書	(略)	請期求日書更)
十 様 七 第 二 二	十 様 七 式 第 二	(略)	十 四
	ተ 九	++ ハ七	
	会第一条第十一号に規定 を第一条第十一号に規定 に を第一条第十一号に規定す	(略)	期間の延長の請求百八条第三項の規定による
	意見書	(略)	求書
	十 様 七 式 第 二	(略)	十 四
	第一項の規定による審判の 定する特許法第百二十一条 定する特許法第百二十一条	令第一条第十一号に規定す 意見書 株式第二 十九 令第一条第十一号に規定す 意見書	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中

		2					
(表略)	まの、 (発明の新規に代 を記し、 をこし、 を	8 (略)	===	六 十 九 の	五 十 九 の	四 十 九 の	
(表略) (表略) (表略) (表略) (表略)			(略)	の再開の申立 条第二項の規定による審理 規定する特許法第百五十六 規定する特許法第百五十六	の請求の取下げ 条第一項の規定による審判 規定する特許法第百五十五 規定する特許法第百五十五	の申立 第一項の規定による証拠調 規定する特許法第百五十条 規定する特許法第百五十条	審理の申立条第二項の規定による口頭
	の適用を受け上の適用を受け上の。 の、同表の中間 で又は令第八条 でするの中間 ではるのでは、 のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		(略)	立書理 再開申	請求取下書	証拠申出書	
	事項を記録しなければ 東受録出願の願書に同 東登録出願の願書に同 定手続を行う者は、次は で第八条の規定によ 水 大 で までまます。 までまた。 またまた。 またまたまた。 またまた。 またまた。 またまたまた。 またまたまたまた。 またまたまた。 またまた。 またまたまた。 またまたまたまた。 またまたまたまた。 またまたまたまた。 またまたまた。 またまたまたまたまた。 またまたまたまた。 またまたまたまたまたまた。 またまたまたまたまた。 またまたまたまたまたまた。 またまたまたまたまたまた。 またまたまたまたまたまたまた。 またまたまたまたまたまた。 またまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまた。 またまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたま		(略)	十一様式の六二	十様 七式の第五二	十様 七式 の二二	
(表略)	第十二条 電子 クの提出によ で の の が の の の の の の の の の の の の の の の の	2 (略)	= -				
哈)	事項その他必要な事項を記録しなければならない。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(略)				
	ばならない。 周末の下欄に 次の表の上脚 又はフレキシ がの表の上脚		(略)				
	に代えて、 関に掲げる手 がある手 である手		(略)				

第十四条 (略)

続については同日にしなければならない。 て行い、他の手続を書面の提出により行うときは、当該二の手れている二の手続のうちーの手続を電子情報処理組織を使用し2 特許等関係法令の規定により同時にしなければならないとさ

(特定通知等の指定)

- 手続の無効の処分の謄本の送達とする。「一手に対しては、大学のでは、、、、の規定による特定手続又は第二十三条に規定する条第二項及び実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する特許法第十八条(法第四十一行規則第十六条(実用新案法施行規則第六条第一項において準3 令第六条第十六号の通商産業省令で定める送達は、特許法施
- いて準用する場合を含む。)の規定による返還の通知とする。行規則第十五条第二項(実用新案法施行規則第六条第一項にお4.令第六条第十七号の通商産業省令で定める通知は、特許法施

第十四条 (略)(同時の特例)

2

いうときは、当該二の手続については同日にしなければならり行うときは、当該二の手続については同日にしなければならて行い、他の手続をフレキシブルディスク又は書面の提出によれている二の手続のうち一の手続を電子情報処理組織を使用し、特許等関係法令の規定により同時にしなければならないとさ

(特定通知等の指定)

の決定の謄本の送付とする。

)の規定による補正の却下(国際出願等に係るものを除く。)
・ の規定による補正の却下(国際出願等に係るものを除く。)
・ 原用新案法第十三条において準用する場合を含む。
・ に規定する特許法第五十四項において準用する場合を含む。)に規定する特許法第五十四項において準用する場合を含む。)に規定する特許法第五十四第二十三条の三(令第六条第九号の通商産業省令で定める通知は第二十三条の三)令第六条第九号の通商産業省令で定める通知は

- いて準用する場合を含む。)の規定による返還の通知(国際出行規則第十五条第二項(実用新案法施行規則第六条第一項にお令第六条第十二号の通商産業省令で定める通知は、特許法施

第二十四条及び第二十五条 削除

> る審査を除く。 新案法第四十一条において準用する場合を含む。 願等に係るものを除き、)に係るものに限る。)とする。 審査 (特許法第百六十一条の二 (実用 の規定によ

特定手続以外の特定手続等の指定)

六条において準用する場合を含む。) の規定による見込額から る手続 (施行日前にされたもの及び法第十五条第一項 (法第十 二十四条 令第八条の通商産業省令で定める手続は、 次に掲げ

特許法第百七条第一項の特許料の納付の申出

の納付を除く。

とする。

- 特許法第百十二条第二項の割増特許料の納付の申出
- 実用新案法第三十一条第一項の登録料の納付の申出
- 비치되메드 意匠法第四十二条第一項又は第二項の登録料の納付の申出 実用新案法第三十三条第二項の割増登録料の納付の申出
- において準用する場合を含む。 商標法第四十条第一項又は第二項 (同法第六十八条第三項 意匠法第四十四条第二項の割増登録料の納付の申出 の登録料の納付の申出

特許料納付書等の様式)

第二十五条 ばならない。 各号に掲げる様式によりフレキシブルディスクに記録しなけれ の規定において書面に記載すべきこととされている事項を当該 又は意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令 う者は、 次の各号に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令、 フレキシブルディスクの提出により特定手続等を行

- 設定の登録を受ける者がするもの 前条第一号に規定する特許料の納付の申出のうち特許権の 樣式第二十九
- 出(様式第三十)がするもの及び前条第二号に規定する割増特許料の納付の申 前条第一号に規定する特許料の納付の申出のうち特許権者 樣式第三十
- 定の登録を受ける者がするもの 前条第三号に規定する登録料の納付のうち実用新案権の設 樣式第三十

第二十七条 (フレキシブルディスクへの記録方式) 令第八条の規定によるフレキシブルディスクへの記

四 の申出 権者がするもの及び前条第四号に規定する割増登録料の納付前条第三号に規定する登録料の納付の申出のうち実用新案 様式第三十二

するもの 様式第三十三 設定の登録を受ける者又は類似意匠の意匠登録を受ける者が 前条第五号に規定する登録料の納付の申出のうち意匠権の

出(様式第三十四)がするもの及び前条第六号に規定する割増登録料の納付の申) 前条第五号に規定する登録料の納付の申出のうち意匠権者 様式第三十四

は防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者がする 前条第七号に規定する登録料の納付の申出のうち商標権又

もの 樣式第三十五

を受ける者がするもの は防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録 前条第七号に規定する登録料の納付の申出のうち商標権又 樣式第三十六

(フレキシブルディスク)

第二十六条 ずれかに該当するものでなければならない。 令第九条のフレキシブルディスクは、 次の各号にい

号(昭和五十七年)に適合する二百ミリメートルフレキシブ ルディスクカートリッジ (両面に磁束反転密度ーラジアン当 日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二〇一 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく

号において同じ。 たり一万三千二百六十二磁束反転で記録するものに限る。 次

束反転で記録するものに限る。

に適合する九十ミリメートルフレキシブルディ スクカートリッ

)×六二二三号(昭和六十二年)

(両面に磁束反転速度一ラジアン当たり一万五千九百十六磁

)とする。

昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以一十六条)令第八条のフレキシブルディスクは、工業標準化法

下「日本工業規格」という。

(フレキシブルディスク)

二十ミリメー トルフレキシブルディ スクカー トリッジ 日本工業規格×六二一 日本工業規格×六二二三号(昭和六十二年)に適合する九 一号(昭和六十一年)に適合する百

Tミリメー トルフレキシブルディ スクカー トリッジ

第二十七条 (フレキシブルディスクへの記録方式) 令第九条の規定によるフレキシブルディスクへの記

。| 録は、特許庁長官が定めるところにより、しなければならない

(提出物件票等)

その代理人)の氏名又は名称 - 手続をする者 (代理人により当該特定手続を行うときは、

)の識別番号(識別番号の通知を受けている者に限る。二)前号に掲げる者(識別番号の通知を受けている者に限る。

2 (略)

(フレキシブルディスクに添付する物件)

ばならない。

成した手続補足書を当該フレキシブルディスクに添付しなけれれ、
大条第一項各号に掲げる物件については様式第四十四により作い。
はより特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当年ではいけっては、
はならない。

なければならない。
○一号(平成元年)(日本語文書交換用ファイル仕様(二値図形))に規定する方式に従ってして換用ファイル仕様(二値図形))に規定する方式に従ってして、)の一号(平成元年)(日本語文書交換用ファイル仕様(基本形録は、特許庁長官が定めるところにより、日本工業規格X四○

(提出物件票等)

、その代理人)の氏名又は名称 手続をする者 (代理人により当該特定手続等を行うときは

二 前号に掲げる者 (識別番号の通知を受けている者に限る。

)の識別番号

3 2 提出物

| ばならない。 | 提出物件票を提出するときは、その副本一通を提出しなけれ

(フレキシブルディスクに添付する物件)

ない。
は、特許等関係法令の規定により当該特定手続等を行第二十九条
のレキシブルディスクに添付しなければならるときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続等に際し第二十九条

(フレキシブルディスクに添付する図面の様式)

第三十条(令第九条ただし書の規定によりフレキシブルディスク)

第三十条及び第三十一条

削除

第三十三条 第三十四条 定情報処理機関に対し特定手続(令第九条に規定する手続を除三十四条(法第七条第一項及び第九条第三項の規定により、指 (指定情報処理機関に対してする磁気ディスクへの記録の求め 削除 第三十四条 2 第三十三条 第三十一条 ばならない。 定情報処理機関に対し特許出願又は実用新案登録出願に係る書 れたものに限る。 施行規則様式第二十九若しくは様式第三十一又は実用新案法施 り作成しなければならない。 行規則様式第三若しくは様式第五に定めるところにより記載さ 又は要約書に記載された事項のうち、次に掲げるもの(特許法 許出願又は実用新案登録出願の願書に添付して提出した明細書 次に掲げる事項とする。 (フレキシブルディスクに添付する書面に記載する事項等) に添付して提出する図面は、 (指定情報処理機関に対してする磁気ディスクへの記録の求め (磁気ディスクへの記録を求める事項から除かれるもの) 表|数|化| 式|学 字 前項各号に掲げる事項を記載する書面は、 漢字符号系。以下「日本工業規格X〇二〇八号」という。 に定められている文字以外の文字 化学式 表| 数 式 日本工業規格X〇二〇八号に定められている文字以外の文 日本工業規格×〇二〇八号(昭和五十八年) 令第九条ただし書の通商産業省令で定める事項は、 法第七条第一項の通商産業省令で定めるものは、 法第七条第一項及び第九条第三項の規定により、)とする。 様式第四十六により作成しなけれ 様式第四十七によ 情報交換用 指 特

を記載した書面を提出しなければならない。 ことを求める者は、指定情報処理機関に対し、)に係る書面に記載された事項を磁気ディスクに記録する 次に掲げる事項

は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては代表者の氏名 磁気ディスクへの記録を求める者及びその代理人の氏名又

特定手続に係る書面の提出の年月日

出願若しくは実用新案登録出願の番号の通知がされていない特許出願若しくは実用新案登録出願の番号(ただし、特許 ときは、 た整理番号) 又は審判の番号 特許出願若しくは実用新案登録出願の願書に記載し

四 (略)

(特定手続以外の特定手続等の指定)

第三十四条の二 額からの納付を除く。 法第十六条において準用する場合を含む。 に掲げる手続 (施行日前にされたもの及び法第十五条第一項 令第十一条の通商産業省令で定める手続は、) とする。)の規定による見込

- 特許法第百七条第一項の特許料の納付の申出
- 特許法第百十二条第二項の割増特許料の納付の申出
- 実用新案法第三十一条第一項の登録料の納付の申出
- 意匠法第四十二条第一項又は第二項の登録料の納付の申出 実用新案法第三十三条第二項の割増登録料の納付の申出
- 비치되메듸 において準用する場合を含む。 意匠法第四十四条第二項の割増登録料の納付の申出 商標法第四十条第一項又は第二項 (同法第六十八条第三項)の登録料の納付の申出

閲覧の請求をすることができない事項

第三十四条の三 (略)

> は、指定情報処理機関に対し、 を提出しなければならない。 面に記載された事項を磁気ディスクに記録することを求める者 次に掲げる事項を記載した書面

表者の氏名 人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあっては代 特許出願人又は実用新案登録出願人及びこれらの者の代理

特許出願又は実用新案登録出願の区別

特許出願又は実用新案登録出願の出願の年月日

特許出願又は実用新案登録出願の願書に記載した整理番号 (略)

五四

第三十四条の二 (閲覧の請求をすることができない事項) (略)